

## 第一百四十二回

## 参議院地方行政・警察委員会会議録第十二号

(二二二八)

平成十年四月三十日(木曜日)  
午前九時三十分開会

## 委員の異動

四月二十四日

辞任

岩井 國臣君

補欠選任  
下稻葉耕吉君

岩井 國臣君

厚生省生活衛生  
局水道環境部計 積部 文雄君正治者  
朝日 俊弘君  
有効  
高橋 令則君

## 委員

岡野 裕君

上吉原一天君

画課長

事務局側

常任委員会専門

國土庁大都市圈  
移転企画課長

自治省財政局長

自治大臣官房総務審議官

事務局長

田村 公平君

本日の会議に付した案件

○委員長(轟科満治君) 地方自治法等の一部を改

正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る二十三日に聽取しており

ますので、これより質疑に入ります。

田村 長尾立子君

○地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○委員長(轟科満治君) たゞいまから地方行政・

警察委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

○去る二十四日、村沢牧君、田浦直君、長尾立

大木 浩君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

谷川 長尾立子君

○委員長(轟科満治君) 岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

下稻葉耕吉君、鈴木省吾君、岡野裕君、

上吉原一天君、長谷川道郎君、田浦直君及び

岩井國臣君が委員を辞任され、その補欠として大

木 浩君、井上吉夫君、田浦直君、平田耕一君及び

出席者は左のとおり。

理事

委員長

理事

のでございますが、人格とか名譽の問題もござります。地方自治法の二条四項の「基礎的」という言葉が一つ欠けているがゆえに、憲法上の言葉と最も重く我々受けとめている基礎的という言葉が欠けているだけに、独立した自治体ではない、制限自治体ではないか、こう言われているわけでございます。

この二十三区、人口がただいま八百万プラス三百万で一千百万と申し上げましたけれども、職員だけでも、固有の職員、そしてまた小中の義務教育職員、いわゆる県費職員を合わせますと十一万の職員がいて、日々の営み、行政に専念される。これが制限自治体で内部団体、これは全くおかしいわけですね。区の中には、人口がもう八十万に迫るような世田谷、五十万以上の区が五つもあります。これはもう政令指定都市の八十七、八万の千葉市にも追いつくような規模の大都市がありながら、依然として内部団体だ、これを何とかしなくちゃならないということです。とやってまたいたわけでございますが、今回非常にタイミングを得ました。

んですね。昭和二十二年なんですよ、これ。今から五十年前、自治法制定ですから五十年前ですね。このときに、自治法では完全ではないから、これが二十三区自治権拡充大会のスタートなんですね。それを今回おかげさまで何とか一步前進できた。一步という言葉はいささか不謹慎かもしれません、まだ改善すべきところはある。こんなことであります。

しかし、その後、問題が起きました。実は昭和二十七年に、その背景はいろいろあったかもしませんが、強力な基礎的な自治体の存在は、ここなんですね。強力な自治体の存在は大都市経営にむしろ支障を来すんではないか、そして戦後復興をしておりましたので、どうしても統一的な一体的な強力な前進が必要だったということです。実はここで基礎的な団体というのを消しちゃいまして内部団体にしちゃっているんですね。区長の公選もここでやめている。

#### ○政府委員(鈴木正明君) お話しのようによ、昭和二十七年の都区行政の後退、自治権運動に

本を差すような後退、これは当時を顧みてこのエ

ボックを今になってどう評価されるか。もちろん間違っていたとは言われないでしょけれども、

内部団体、ここから始まっているわけですね。こ

の点だけちょっと自治省の方で御見解を述べてい

ただきたいと思います。昭和二十七年。

○政府委員(鈴木正明君) お話しのようによ、昭和二十七年にそれまでのいわば基礎的な自治体、区長

公選といふものが廃止をされまして、特別区がい

わば都の内部団体ということになったわけでござ

います。

背景としましては、戦後から二十七年にかけま

してやはり戦災復興ということもあります。ま

た、非常に経済的にも疲弊しておりますので財政

問題といふものもありまして、東京の抱えるいろい

ろな問題に対して都と特別区の間で事務権能の問

題、財政の問題、あるいは人の問題等についてい

ろいろごたごたというんでしようか、都と区の間

う問題が激化してきたといふ背景がありました。

当然、事務権能の面で申し上げますと、今お話を

のございましたように、戦後の二十二年の自治法

改正で基礎的な自治体というものも拡充の方向に来ていまし

たけれども、かなりの部分が留保されていました

う事情もありまして、そういうことでこの当時の

別区の仕事というものも拡充の方向に来ていまし

たけれども、かなりの部分が留保されていました

う改定がなされたものと考えております。

○保坂三藏君 その当時は、たしか二十三区の自

治体としての力量もそういうことであったと思いま

ります。

しかし、その後、私たちにとってみれば屈辱的

な二十七年のこういうエボックから四十六年たつ

た。その間小出しに分権が提供されてきた。それ

は行政レベルも上がったかもしれないし、三十七

年二月には世界で初めての一千万都市になった。

そういうような状況もあって、これはもう都で全

部抱えていたら行政機能が麻痺しちゃいますか

ら、逐次出していった。こういう歴史なんです

ね。ですから、今はそういうところでうまく最

終的な決着のよう見えますが、しかし問題は今の

潮流はちょっと違うんじゃないかな、今の潮流は、

ということは、リストラという言葉が前面に出

てくるようになります。これは、やはり時代の趨勢ではないですか。そのと

きに、二十三区をそれぞれ基礎的な自治体として

対等な力を与えるということはある意味では大き

な流れからは逆行する面もある。しかし、我々と

しては、当然自治体としては、しっかりとしたも

のを、行政レベルも上がってきただけだから、し

かも基礎的な財産も持っている、人的なマンパワーも持っている、全部の条件が整つたら当然市

でそのような改正が行われたところでございま

す。半世紀。これを今回おかげさまで何とか一步

前進できた。一步という言葉はいささか不謹慎か

もれませんが、まだ改善すべきところはある。

こんなことであります。

二十七年に、その背景はいろいろあつたかもしれ

ませんが、強力な基礎的な自治体の存在は、ここ

なんですね。強力な自治体の存在は大都市経営に

むしろ支障を来すんではないか、そして戦後復興

をしておりましたので、どうしても統一的な一体

的な強力な前進が必要だったということです。実は

ここで基礎的な団体というのを消しちゃいまして

内部団体にしちゃっているんですね。区長の公選

もここでやめている。

この二つ、二律

の反を一本にまとめて今度の大改正にしたはずな

ですが、このあたりの御見解も簡単に説明して

ください。

○政府委員(鈴木正明君) 今回の改正につきまし

ては、おっしゃるように二つの側面があるわけで

ございます。

一つは、やはり住民に身近な行政というものは

もうらうのがいいという考え方でございまして、そ

ういった考え方に基づきまして住民に身近な仕事

というものを特別区としてもらおうということで事

務移譲を行なうものでございます。それによりまし

て、従来ほかの県におきましては市町村が行なって

いる仕事をつきまして、広域団体である東京都が

大都市行政ということで行ってきたものでござい

ますから、その分東京都が身軽になるということ

で、広域団体である都が広域的な行政部門の仕事

に従事することができる。これによりまして、東京

都においては広域的団体としての役割をより発揮

していくだく、また特別区は住民に身近な行政と

いうものを充実していただき、こういう形で今後

とも対処していただき、またそういう考え方を今

一度の法改正の中で事務配分の考え方として示して

いるところでござります。

○保坂三藏君 全くそのとおりだと思うんです

が、一方では介護保険も保険者が区長ですね。そ

ういう形で行政はかなりこれからも広がっていく

という中で、地方自治体の基礎的な自治体として

の事務事業、財政自主権、しっかりと持つて自治体

經營していかなくちゃいけない、一方では都の方

は大都市行政もやつていかなくてはならない、こ

ういう二つの側面があるんですね。

だけれども、今回の改正は私はちょっと未完の

部分があると思うんです。先ほど出ました昭和二

十七年当時の大都市行政、一體的かつ統一的

他方、大都市問題、東京あるいは首都圏の問題と

いうものにも対応しなくてやいけないということ

で、行政の効率性あるいは体制の整備ということ

でそのような改正が行われたところでございま

す。

当然、事務権能の面で申し上げますと、今お話を

のございましたように、戦後の二十二年の自治法

改正で基礎的な自治体という形になつております

けれども、具体的な都と区での事務配分ではかなり

の部分が東京都で行われていた。それで、逐次特

別区の仕事というものも拡充の方向に来ていまし

たけれども、かなりの部分が留保されていたとい

う事情もありまして、そういうことでこの当時の

東京の行政問題というものに対処するには少し体

制を整備して効率的な形で進めようということが

改定がなされたものと考えております。

○保坂三藏君 その当時は、たしか二十三区の自

治体としての力量もそういうことであったと思いま

ります。

しかし、その後、私たちにとってみれば屈辱的

な二十七年のこういうエボックから四十六年たつ

た。その間小出しに分権が提供されてきた。それ

は行政レベルも上がったかもしれないし、三十七

年二月には世界で初めての一千万都市になった。

そういうような状況もあって、これはもう都で全

部抱えていたら行政機能が麻痺しちゃいますか

ら、逐次出していった。こういう歴史なんです

ね。ですから、今はそういうところでうまく最

終的な決着のよう見えますが、しかし問題は今の

潮流はちょっと違うんじゃないかな、今の潮流は、

ということは、リストラという言葉が前面に出

てくるようになります。これは、やはり時代の趨勢

ではないですか。そのと

きに、二十三区をそれぞれ基礎的な自治体として

対等な力を与えるということはある意味では大き

な流れからは逆行する面もある。しかし、我々と

しては、当然自治体としては、しっかりとしたも

のを、行政レベルも上がってきただけだから、し

かも基礎的な財産も持っている、人的なマンパワー

も持っている、全部の条件が整つたら当然市

で分権の本旨と言えば、やっぱり集権の画一性と

いうのを排すること、縦割り行政の弊害を除去し

ようとか、そういう大きな一方の流れの中で地方

分権は育てる、そして今度は統合だと境界の区

画を自由にさせること、磨き上げることで磨き合

れた。

そういう中で、いよいよ自治体としては独立独

歩で歩けるはずなんですかけれども、一方では大都

市経営、大都市としての統一性とかあるいは一体

性という部分が残つたんですね。残つたがゆえ

に、まだ一部問題を持つた特別区の存在になつて

いるわけです。というのは、基礎的な自治体と

なつた、それに見合ひうな分権も行われた、し

かし現実には、一つは東京都は特別地方公共団体

だ、二十三区も特別地方公共団体。二重構造で県

と市があるというのよくあります。県と町村が

あるというのあります。二十三区の場合は三重

構造。県行政と、全体の都府県行政がある、そ

の下に特別区があるんじゃなくて、もう一個中間

構造で、東京都の行政というのは残る。この三重構造

というのはやっぱりこれからひつかつていくん

じゃないでしょうかね。

地方分権というのは、結局帰するところ地方自

治体をどう信頼できるかということなんじゃない

ですか。信頼なくして分権ができますか。地方自

治体なんて力量がだめだと、こんな任せたら危

ない。この危ないとか不安というのが大都市経営

の統一性とか一体性じゃありませんか。保健所も

昭和五十年に移した、保健行政は区の行政に移

た、しかし薬務行政、医療行政は都に残した。こ

れは、一体性を図らなくては緊急的な対応ができる

ない、危ない、そんな不安がやっぱりあるんじや

ないですか。

大都市行政を統一的、一体的なんといふ言葉で

は言うけれども、大都市行政の部分を都に残した

というのは明らかに二十三区をまだ信頼していな

いですね。

第三部 地方行政・警察委員会会議録第十三号 平成十年四月三十日 【参議院】

い。おれが守っていかなくちゃならないという都の気持ちはわかりますけれども、その点はどういうものなんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 今回の改正によりまして、特別区は都の内部的な団体ではなくて基礎的な地方公共団体として位置づけられるわけでござります。こうした意味では、都と制度どおり、してもら

に八百万、あるいは星間人口三百万いれば一千五百萬住んでいるから、東京都は全体的に均衡のとれた行政をやりたい、そういうものもあつてしかるべきだ、それは水道であり消防であり、こうなりますね。そうはおっしゃるけれども、ならば消防にしましても水道にいたしましても、三多摩は三百四十万、人口がいるんです。日本で一番大きな

が残ったたどりとことなんですね。これは残さざるを得なかつたといふ点もあるかもしませんけれども、確かに総括補てんは廃止した。総括補てんといふのは一つ一つ事業を積み重ねていきまして、縦垂直形に積算して、それを総括で補助するんですから、時には地方債の金利まで補助するんですから、補助と、もうよりも交付するんですか

な扱いが残るわけでございまして、そういうことを踏まえて、都区財調というのは今の課税関係あるいは事務の特例ということからいつこれを残さざるを得ないだらうというふうに考えておりま

一般の地方自治制度と同様に広域的な都とそれから基礎的な地方団体である特別区という二層制の形になるわけでござります。

四二八人に対して、人口三百二十万の横浜市は、政令指定都市の横浜は三百二十万、ここには十八区内の行政区があります。確かに区長は公務員ですが、三名で統一的な行政を展開している。しかし、

ら、これは二十三区は護送船団方式で楽ですよ。この中の総括補てんは確かにやめた、しかし財閥は残った。

して特別区の都に対する依存関係をできる限り払拭をしていくという改正を行つております。こゝの都区財調につきましては基本的に法律によりまつて

お話しのよう、引き続き都に留保されることとなる事務がござります。それは必ずしも特別区に対する行政不信とか能力不足ということよりも、むしろ人口が高度に集中する、数百万人の人口が稠密な形で住んでいる、こういう東京の大都市地域といふものにおいての行政の特質といふんでしょうか、その一体性、統一性の確保という観点から、やはり必要な行政について特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要である、こう認められて、いる事務、例えば水道の事務、あるいは下水道も既に二十三地域一体となつたネットワーク環境が引かれておりますから、また水源の問題もございます。そういう事務については引き続き東京都で行うということになつて、るところでござります。

摩は二十七市もあるんですからね。その三多摩が一体性をとるためにと言つてゐるけれども、木道は東京都の木道に委託しているんです、消防の管備消防、消防団じゃなくて常備消防は東京消防庁に委託しているんです。

だから、上下木道にしたってあるいは消防にたって一たん区に流しちゃえればいいじゃないですか。できないものはその時点から東京都にお願いする、文字どおり都区協議会でじつかりと論議を展開していく、点検していく、チェック・アンド・バランスをやっていく、僕は、これが本当に自治体のあり得る姿じゃないだらうか、それがまた信頼される、力量を試される自治体がよしむらといふ發奮の指向性を持っているんじゃないのか、こう思つてゐるんです。

一方では税の偏在もありますから、これは千代田区も、固定資産税だけだって二十倍ぐらい千代田区が集めちゃう、一方では二十分の一ぐらい、そういう偏在があります。しかし、偏在があるからといって水平調整も残したわけでしょう。あの水平調整というのは、今度は水平ですから、垂直じょうへなくて。これも結果的には事業をやっていった方が金が出る仕組みなんですよ。となれば、こういう仕組みは当然過渡的な段階の特別区を守つてやるという気持ち、あるいは区の方でも財政的に強い区の力もかりよう、わかりますけれども、自分の足で自主自立でいけという方向とはやや違うんじゃないいか、財政自主権というものは自分の足で自分の方で財政を独立させる、こういう努力こそが

して特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるようになるとおきで、調整三院の一定割合を財源とするということは法律で明確化するという形で、特別区に対する財源保障はより妥協的なものにするという意味で改正いたしております。

特別区间に非常に大きな財源の偏在がございまして、一方で特別区间の行政というのは一定の標準を保つ必要があるということからこういう仕組みを残すということにいたしておるわけでございまして、今申しましたような形でより特別区の自主性が高まるような方向での改正をいたしております。それによりまして都と特別区とそれぞれが財政運営の自主性を高め、また片方で責任関係がより明確になっていくようにしてということで今回

こういった事務につきましては、都区制度の性格あるいは特別区の行政の実績というものを踏まえて当然、真正必要のあるものについていく方向で

そこで、基礎的な問題で一つお尋ねしたいんですが、財政自主権が今度は確立された、課税自主権も大幅に強化された、こうなっていますけれど

三十三区に求められてしかるべきじゃないだろ  
か、こう私は思うんです。

○保阪三藏君 地方自治法二條四項は、ここで改  
正を行ふこととしたのであるわけをござります  
す。

考えていかなければならぬと思いますが、現在の考え方としては、そういうことで、大都市地域の一体性といふんですか、それに必要な行政分野については都に留保されているものがある、こういうことでございます。

ども、確かに今回は財政自主権は確立されましたが。しかし、それはもう昭和三十九年の見直しのときも、今まで課税は都条例で行っていたのを地方税法に移すとか、課税自主権というのはもとより移っているわけです。だけれども、調整三税とい

こと、そしてまた国に對しても地方交付金を区がもらわないで一括してもらう合算規定を廃してしまったこと、こんなことは独立区としての財政独立、自主自立の方向を目指すのに支障にななりませんでしょか。これは杞憂であれば幸い

「基礎的」という文言は、地方公共団体として第一に優先的に法律制度的にもまた実態的にも扱われるものとする、いわば市町村優先の原則を法律上明確化するもの、こう私は理解しているんですねけれどもやっぱり基礎的な自治体と言ふ以上

○保坂三蔵君 御協力をいただきながら何か重箱の隅をつづくような、おかしいじゃないかと言われるかもしれません、次の改革というのがあり得るんじゃないかな、こう思いつつ私は今意見を申し上げている。

大都市経営については、確かに稠密な狭い地域

う固定資産税を初めとする税収で本来区が集めるべきものを都が一括して集めて、四四対五六といふ分で区の方と都の方で持ち合っている、そして二六%で上下水道、消防などを都がやってきた、一體性で。これはわかるんですけども、しかし財調制度

○政府委員(二橋正弘君) 今回のこの都区制度の改正に当たりまして、今、委員も御指摘になりましたように、特別区は、東京都との間で課税関係におきましても、それから事務の分担関係におきましても、他の一般市町村にないそういう特例的でござりますけれども、

は財政の独立も图っていかなくともならないのは当然じやないだらうか、こう思うわけです。  
じゃ、三多摩の弱体のと言つては失礼ですけども、二十三区に比べれば財政力は弱いわけですよね。そこに同じ財調制度がありますか。他府県にござりますか。ないんですよ。だから、これだけは

過渡的なものとしては残していかなくちゃならないし、またそういうそれぞの区が発展できるよう、そして弱いところは場合によっては統合などをして力をつけていかなくちゃならないという方向性を示すものだけれども、努力をしている特別区が努力のかいがないという制度はだめなんですよ。努力をしたらその結果が報われるような行政改革を進める。行政改革というのはややもするに最近の傾向は市民向け、区民向けなんですね。格好いいことをやるけれども、行政のサービスが後退しても口をぬぐっているところありますか。それは小さい政府の欠陥でもあると思うんですよ。僕は、そういうところがどうしてもひっかかるんですね。

それで、本当に財政を確立させる、財政独立の原則というのを明確にしてやるといらんだったらば、やっぱり基本的には自主財源を確保してやらなくちゃいけない。

今回、入湯税あるいはゴルフ場利用税の交付金あるいは航空機燃料譲与税、これは三税から移ったんですね。ゴルフ場なんて二十三区にあるのは一ヵ所しかない。航空はたしか大田区しかない。入湯税といったって、最近多いですかね、錢湯でも入湯税を払うところが。それにしたつてトータル二十一億ですよ。これは貧相でしよう。それから起債制限を緩和したと、こうなつていますけれども、これは逆に言えば危ないです、どんどん起債を起こされたら、まあ危ないと言っちゃまた二十三区に対する変な言い方になりますけれども、本当の意味での自主財源、法定外普通税、楽に取れると思いましょうか。全国で比べてもないですよ、法定外普通税、熱海のマンション税とか。谷川元大阪府副知事のお話をいただければないですよ。そこなんですよね。やっぱり自分の方で立てるよう自主財源をはつきりさせる。

一つだけ提言があるのでござりますけれども、都市計画税はそろそろ御検討になつていただきたい方がいいんじゃないかな。これは毎年毎年都市計画税は二千億円ぐらい入っているんですよ。これは

区に行くのは微々たるものなんです。両方で使わなくちゃいけない、都市計画上の共用するものを。しかし、都の方は一般住宅向けの減税をして二〇%ぐらい減税しているんです。この十年間トータルいたしましたら三千七百億円減税しているんですよ、初めて。ことしは単年度で、平成九年は単年度で終わって、十年はちょっとまだ確認しておりませんけれども、この都市計画税の移譲などを含めて自主財源の方向性を簡単にちょっと御説明していただきたい、財源問題を一応締めたいと思います。

○政府委員(成瀬宣孝君) 東京都と特別区の税源配分に関するお尋ねでございます。

今回、都区制度につきまして大幅な改正が行われることに伴いまして、大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しながら、現在都に留保されております市町村税等のうち特別区に移譲できるものにつきましては可能な限り移譲することとしたところでございます。

御指摘の都市計画税などでございますけれども、これは御案内のように都市計画事業などの都市環境の整備に関する事業に充てる目的税とされておりまして、街路や都市高速鉄道などを初めとしてます交通施設などの都市環境の整備事業の多くが今後とも広域的な視点から東京都によりまして事業展開されることとされており、これらの税についてまでは引き続き都が課することといたしております。したがいまして、御指摘の今後の一段の税財源の移譲につきましては、都区制度のあり方などについての議論も踏まえながら検討していくことが必要になるものというふうに考えております。

○保坂三蔵君 ありがとうございました。

二十二年から五回目の改革ですね。私どもから見れば地方分権は小出しにというふうにしか見えない、だけれども今は大改革であることは間違いない、しかしまだ残っている部分があるんじやないかと、こういう質問でございました。しかし、それは当然受け皿の自治体としては、基礎的

自治体としての二十三区がやっぱり努力しないで、ちやならないところがあると、こういうふうに思っています。

この話は本来でございますと自治の神様の久世先生から聞いて質問しなくちゃいけなかつたんすけれども、聞いやうと私どもは質問が狂つちやう。やっぱり市井の感覚で、素人の感覚で、区民の感覚で質問しよう、こう思いまして、きようは大臣の胸をかりておるといううのが実情なのでござります。

もう一つの事務事業の移管、この中でテーマとなりました最大のテーマ、これが八年前の二十二次地方制度調査会の答申での、やっと十年ばかりの改革になるわけですね。清掃事業の移管でござりますけれども、これ考えてみますと、先ほど申し上げたように二十七年の後退、そしてまたリカバリーになった三十九年の大改革、このときに既に清掃事業は区に移管するということが明記されているんですね、いつ移管するかという問題だった。三十九年、三十何年前ですか、そんな前からもう計画がされている。しかし、現実はこの問題でおくれました。

それで、問題でございますけれども、今回の清掃事業はなぜ難しかったのか、二十二次地方制度調査会が関係者の合意というお話をありましたけれども、なぜ難しかったのか、この一点の問題をお話ししてください。

○政府委員(鈴木正明君) 今お話しございましたように、平成二年に行われました地方制度調査会の審議及び答申におきまして、一般廃棄物の収集、運搬に関する事務については住民の理解と協力また関係者間における速やかな意見の一一致が望まれるということでござります。

また、今回の都区改正を行う場合の基本的な考え方といったしまして、特別区の処理する事務の拡充、また特別区に対する特例措置の見直しといふのですか、自主性、自立性の強化、それと基礎的な地方公共団体としての位置づけ、こういうものには相互に関連して不可分であるので一括して解

決、実施すべきだと、こういう考え方でござりますして、その中でも特に事務移譲の中心であります一般廃棄物の扱いというものが焦点であつたわけでございます。

お話しのようだ、清掃事業の移管の問題についてましては長い歴史と関係者の努力があるわけでございまして、法制的には、お話しのように三十九年のときに本則に規定して、また附則で特例を書いておりましてもいろいろ議論して、特別区等も議論しております。東京都と特別区初め関係者の間でこの移管について検討、話し合いをしてきました。それで、清掃事業のあり方につきまして、東京都においてもいろいろ議論して、特別区等も議論しております。それで、収集、運搬についての考え方、さらに中間処分から最終処分までということの考え方につきましても考え方の変遷がございまして、当初のときは収集、運搬につきましては特別区に移譲するという考え方だったようですが、それではどうか、その後話し合いがなされまして、収集、運搬から最終処分までやっぱり一貫性というものもあるので、それらの清掃に関する事務全部を特別区に移譲するという考え方になつてきております。他方、ごみ問題というとの顧在化の中で、それを二十三区で自区内処理という考え方も出てきておりまして、そういうことを踏まえまして、東京都、特別区を初めとする関係者の皆さんで協議が行われてきています。

それで、計画をつくりまして計画に従つてきておりますので、特別区が移管を受けて、特に収集につきまして実施体制というものはできるのかどうかというところでございますが、いろいろお話をし合いがされて、また整備を進めてこられて、今回の改正では平成十二年四月から移管するということで、収集、運搬について円滑に移管ができるかという見通しが得られましたので、今回提出させていただいたわけでございます。

○保坂三蔵君 私も都議会議員を長くやつてまいりましたので、これを裏から見てまいりました。  
率直に申し上げて清掃事業は大変です。

ですから、そういう点で関係者の努力は多としたいと思います。とりわけ、この仕事に携わる職員の方々の身分も変わるわけですから、本来東京都で採用されて特別区の職員になる。決して上位の関係ではありませんけれども、見ようによりますと、親会社に採用されていつの間にか子会社に配置転換だと、これは出向じゃないとか、これもいい言い方じやありませんが、そういう見方もしないわけではないでしょう。しかし、今回の大改革がなされた以上、衆議院でも附帯決議がつきました、私は基本的にはこれは遵守していただきたい、賛成でございますけれども、やっぱり円滑に平成十二年に移行できるよう職員の方々の御協力をどうしても仰ぎたい。

成十二年にならぬくやれるように何とか御配慮をいただきたい、こう思つております。  
しかし問題は、自治区内処理というのではなくなかなか難しいですね。これを十二年までに約束をするわけですがれども、工場を建てるといつても、小さな区ですから、荒川区で工場をつくつたら道を隔てて台東区だと。風は全部台東区に行つて、もう仮にダイオキシンが含まれているとしたらばこれは戦争ですよね。三多摩でも起きていますね。王子の一角に入った昭島市の清掃工場建てかえ騒動。風は全部王子だと、そうでしょう。まさしくごみなんというのは本来広域行政なんですが、でも実際には今度はそれが中止になつて事務事業の移管がされた。

もう一つ、最終の処分は東京都がやりました。燃やしたスラグが出たらその埋め立て、あるいは二十三区が努力したら資源循環型の最後のところなるが、どうやらまじめよう、こうよつて、もつぱい。

プラス政令指定都市、千葉、神奈川、川崎全部が選ばれました。これは都民の反発はありますよね。貴重な資源をもつた都民財産。何も千葉県や神奈川県につくるんぢゃないけれども、東京のエリアの中です。船の運航まで気をつけた、漁協まであれました。

これはどう都民を納得させればいいかといううそのお話と将来の計画がこの中に隠し味として入っているならば教えていただきたい。

○説明員(磯部文雄君) 厚生省といたしましては、都からの強い御要請によりまして、特別区ごとに清掃事業を移管した場合、将来の最終処分場の確保を特別区だけにゆだねることは困難と思われますことから、法案の立案過程におきまして今後の最終処分場の確保方策について東京都に明らかにしておきましたが、その結果、委員御指摘のとおり、当初平成二十二年を予定しておりました都の最後の処分場とされるようになります新海面処分場は、廃棄物の減量化等によりまして平成三十八年前後まで使用可能とのお答えをいただいたところでございます。

しかしながら、新海面の処分場につきましては、いずれは完了してしまうということは明らかでございますし、また都区内におきまして最終処分場用地を確保することも極めて困難と考えられますことから、近畿圏におきます広域臨海環境整備センター法に基づくいわゆるフェニックス計画においてまして二府四県の一般廃棄物最終処分の三割を厚生省といたしましては、新海面処分場を活用することによりまして東京都において他県市をも含

めた首都圏のフェニックス計画の実現に向けて積極的に対応するよう求めていたところだ」といいます。これに対しまして東京都からは、特別区長会の会長の御確認とともに、東京都が引き続き特別行政区とともに主体的に最終処分場の確保に参画し、広域最終処分場計画の実現に向けて新海面の一部を相互援助方式によりまして他県市にも提供する旨

の提案をするなど積極的に関係県市との協議を進める旨の決意表明をいただいたところでございま  
す。

の提案をするなど積極的に関係県市との協議を進める旨の決意表明をいただいたところでござります。

厚生省といたしましては、首都圏フェニックス計画は他県市との協力のもとで東京都の将来の最終処分場の確保につながる有益なものと考えております。知事の発言は広域最終処分場計画の実現を大いに前進させるものと期待しているところでございます。

○保坂三蔵君 最後のところはよくわかりました。確かに、十年間かけてつくった新海面処分場ですし、十五年しかもたないんですから、すぐ計画を始めて交渉を始めたと次の場所は見つからないわけですね。東京都区内で複数の場所はなかなかないですよ。内陸部はもう日の出でもめでますしね。ですから、そういうことを考える限り、相互援助方式、これは確かにお知恵だな、大阪のフェニックスに似せて東京湾フェニックス計画に準ずるものなのかな、こう思いまして、これはある意味ではお互いに首都圏で協力していく、とりわけ七都県市では協力していく、こういう一つの権謀的な決定だというふうに受けとめさせて

もつとも、ここで問題になつてまいりますのは  
産廃、産業廃棄物などは東京で出ましたのがかな  
り他府県に御迷惑をかけております。しかし、御  
迷惑と言つけれども、その人たちは業者なんで  
す。それなりになりわいを立ててゐる。しかし、  
今は焼却だとか、それからそちら辺に置いておく  
だけでも迷惑をかけている、そういうことがござ  
いますので、この広域移動を無視した産廃行政は  
これからはなくなつてくると思うんですけれど  
も、しかしここで出てまいりましたのがダイオキ  
シンの問題であります。これは人類がつくり上げ  
た地上最強の猛毒だと、こう言われているぐらい  
のダイオキシン、しかも食物連鎖でいつの間にか  
体内に蓄積され、これは今手を打つてもう手お  
くれな部分もあるわけですね。しかし、これを努  
力したドイツなどでは現実にデータ的に少なく

なつてゐるんですね。やっぱりダイオキシン対策をやらなくちゃならない。

しかも、産廃業者がいる。産廃業者を厳しく取り締まるとか規制をかけるというだけではなくて、やっぱり指導だとか助言だとか助成だとかと

いうのをやつて産廃業者も育てていかなくちゃならない。とりわけ二十三区の産廃処理、これなどは施設を仮に特別区がつくつていった場合、やっぱり国庫補助をいただきたいんですね。こういうことによつて、中国の黄砂が日本で防げないよう

に、あるいは中国のNO<sub>x</sub>が日本の日本海沿岸で防げないよう、ならば中国に補助しようなんていう国策的なことがあるんですから、狭い関東工業もせんけれども、百キロ圏内に三千万が住んでいるこの中でごみの問題についてはいかがでございましょうか。

○説明員(機部文雄君) 産廃業者に対する援助の方式はいろいろあるかと思いますが、現時点におきましては民営の業者に対する援助は税制等に限られているところでございます。片や公共セクターの関与いたしましては、先ほど御紹介いたしましたフェニックス計画あるいは廃棄物処理センター、これは各県につづつ第三セクターで設けていただくような方式の仕組みになつておりますが、こういったものを活用して産廃の処理の適正化を図つていきたいというふうに考えております。

○保坂三蔵君 いただきました時間がもう限られてしまひましたので、まだいろいろお尋ねしたかったんですが、そろそろまとめさせていただきます。先ほど申し上げましたように、せつかくうまくまとまつたと。上杉自治大臣、そして今度の運動の先頭になつた、これは我が党のことと言つて我田引水でございますけれども、都連会長ももとの自治大臣、そして都議会議員団が百二十七名、自

民党から公明党さん、共産党さん、民主党さん全部がまとまつて本当に一衣帶水で努力したこの結果を私たちは本当に生かしたいと思うんです。

思ふんですけれども、ただいまちょっと何点かお尋ねしただけでも、やっぱりまだ制限自治体として、特別地方公共団体というのは二十三区以外にないでしょ。東京都はそうですけれども、ほかの自治体ではないはずですよ。だから特別区はほかの市とはやっぱり違うんです。それで、違うという中で名称もつけられない特例市だと千代田市というのをつけられない。それから、廃置分合も認められて、努力すると言われるけれども、あるいは地方制度調査会もその誘導策や何かをやつているけれども、政令指定都市は目指しからいけないんですね。

政令指定都市ならば世田谷なんて一回努力したんですよ。十五の出張所がありまして、狛江を足してもう八十万軽く超えちゃうから政令指定都市と、区長会の会長は大ばくちをやつたんです。こ

れも結局はさたやみです。どちがいいかわかりませんけれども、中核市 政令指定都市、こういふうのを当然目指していいところも制限されているわけです。

それからもう一つは、廃置分合で統合しろとおっしゃいますけれども、千代田区の三万三千といいますけれども、千代田区の三万三千といふ人の人が昼間経済活動あるいは勉学にいそしみ、みんな生活しているわけですよ。それで、うちへ帰つてことんと寝る時間よりも働いている時間の方が多いわけです。千代田区はその人たちを準区民と言つてゐるんですね。私は千代田は百万都市だと思ってるんです。だけれども、三万六千で夜間人口でカウントされちゃうと、どこかで統合しろと。そういうふうに考へてお

て千代田区の昼間人口もちやんと見えていたたいたい。

しかし、それはいいましても、千代田区が独立したならば、法律的にはありますけれども、首

都は東京都じゃなくて千代田区なんでしょうか。自治体ですからね。ワシントンの州を今運動しているそうですが、ワシントンDCですから市です。

よ。市だったら千代田市ですから、皇居もあるし、霞が関、永田町もありますから、首都は千代田市でしょうか。オリンピックを仮にこれからやるとするならば、本体は渋谷区ですかから渋谷オリ

ンピックなんでしょうね。

こんな問題があると思うんですけれども、それは一つの言葉として、東京というのは中間的にあれども、もう八十万軽く超えちゃうから政令指定都市

と、区長会の会長は大ばくちをやつたんです。こ

れも結局はさたやみです。どちがいいかわかりませんけれども、中核市 政令指定都市、こういふうのを当然目指していいところも制限されているわけです。

それからもう一つは、廃置分合で統合しろとおっしゃいますけれども、千代田区の三万三千とい

いますけれども、千代田区の三万三千といふ人の人が昼間経済活動あるいは勉学にいそしみ、みんな生活しているわけですよ。それで、うちへ

帰つてことんと寝る時間よりも働いている時間の

方が多いわけです。千代田区はその人たちを準区

民と言つてゐるんですね。私は千代田は百万都市だと思っているんです。だけれども、三万六千で夜間人口でカウントされちゃうと、どこかで統合しろと。そういうふうに考へてお

れが区民の自覚にもつながる、自覚と責任。地方分権の試金石と言われた今度の二十三区の大改革。

最後に、上杉大臣から関係者に何かメッセージをいただいて、私の質問を結びたいと思います。

○國務大臣(上杉光弘君) 私は、地方分権の推進に伴いまして、権限の移譲は今後進むものと思つておるわけでございまして、その受け皿として基礎的行政単位としての区の対応というのもきちんと守らなければならぬと考えております。

なお、今御指摘ございました人口の問題、少ないところ、多いところ、あるいは昼間人口と夜間人口の違う問題、こういうこともございましたが、都市の一体性、統一性というものを十分留意しながらこれらは見極めていかなければなりません。また、こうした特別区の再編や周辺地域とも合わせた特例区の存する区域の見直しの議論、政令指定都市も含めた大都市制度のあり方についての議論も必要になってくるものと考えております。

とりあえず今回提案いたしました改正でござりますから、これで万全とは思つておりません。経験を踏まえて、今後区民の皆様の要求はもとより、総体的に地方分権推進を進めていくことも視野の中に入れまして、今後の区制度のあり方といふものは十分研究、検討を自治省としても怠りなくしていく必要があると思っております。

どうかひとつ、そういう考え方、基本的な姿勢

で自治省はおりますので、今後さらにこの地方分権の推進はもとより、行財政改革もあわせて行っておるところでありますので、これらのことも御

きたい、そういうことを私はつくづく思います。

そして、五回の改革が行われてまいりましたけれども、できれば先々は六回目の改革をもつてき

らんとした形の本来の基礎的な自治体として二十三区は育つていく、そのときは廃置分合である程度は整理されていくかな、こんなことを思いま

す。受け皿の特別区の力量の強化を望み、そして静かな改革を

しておるところでありますので、これらのことと御理解をしていただきまして、立派な区制度ができる、また発展をしていきますことを心から希望いたしておるところでございます。

○保坂三蔵君 どうもありがとうございました。

ただいまは保坂委員の方から、かなり経緯も含

めて幾つか主な論点について質問がございました。多分論点というのはそう大きく違わないんだらというふうに思います。そういう意味で多少重複があるかもしれません、幾つか私の方からも質問をさせていただきたいと思います。

まず質問に入る前に、今回提案されている改正案については、先ほどもお話をありましたように、関係者の長年にわたる努力の成果が実ったもの、ある意味でようやく到達点に達したものといふふうに私も受けとめております。その意味で、今回の改正の内容については率直に評価をしたいと思いますし、関係者のこれまでの御努力に心から敬意を表したいといふふうに思います。その上で、先ほどのお話の中でも若干の経緯について触れました。昭和二十二年の地方自治法の制定以来、この東京の都区制度についてはさまざまな段階を経て制度改革が進められてきているというふうに思います。

そこで改めて、昭和二十二年以降に限つてはいた結構ですが、この間の一連の制度改正の流れと、それからその中ににおける今回の改正の位置というか、あるいは今回の改正の性格というか、こういうものについて自治省としてのお考えをまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 都区制度に関しては、昭和二十一年に区長は公選とされておりましただけれども、昭和二十二年の地方自治法の制定によりまして、都の区を特別区とする、原則として市と同一の権能を認めるということにしてしまって、特別区は基礎的な地方公共団体として市町村と同じ性格を持つものとされたわけですが、先ほどもございましたように、昭和二十七年、特別区の位置づけを変更すべきだといふふうに至りました。その後は一貫して特別区の自治権を拡大する方向での改正が行われてきておりまして、昭和三十

九年の自治法改正におきましては、福祉事務所の設置など社会福祉に関する事務あるいは保健衛生に関する事務が移譲されております。また、地方税法によります課税権を付与するといった改正が行われております。十年後の昭和四十九年の改正におきましては、特別区の区長の公選が復活、その責任を果たすことができるような改正が行われたところでございます。

したがいまして、今回の改正は、特別区という現行の枠組みのもとにおいて、大都市行政の一体性というものを確保しながら、特別区の自主性、自立性というものを強化するという意味におきまして一つの到達点であるといふふうに考えております。

○朝日俊弘君 ただいまお聞きしますと、やはり

今回の改正は東京都と特別区という関係において考へてみれば、この間のさまざまな経緯を踏まえ

て、ある一定の到達点に達した改正であるといふふうに私も理解できます。しかし、ここで、さて

どこまで到達したのかということを考へてみたい

という意味で、あえて昭和六十一年二月に都区協

議会においてまとめられた「都区制度改革の基本的方向」、これはいわゆる都区合意といふふうに呼ばれているようですが、この基本的方向がいわば一つのスタートだったといふふうにも思います

ので、この都区合意に立ち戻つて、幾つかの点について考へてみたいと思います。

その第一は、都区合意の中に基本的方向として、「第一に、特別区の内部団体的性格を改め、特

別区を大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づけること」というふう

にあります。したがって、今回の改正案の中身は、確かに特別区は基礎的な地方公共団体だといふふうにされておりますが、自治制度上の概念として

は特別地方公共団体と位置づけられております。

しかも、そのことを法文上明記しております。こ

れではやはり特別区は相変わらず特別の区とい

うにされていますが、自治制度上の概念として

は基礎自治体といふふうに思われるといふふうに思

うに思われるといふふうに思われるといふふうに思

体の財源配分のあり方に關して、財源配分は明確かつ安定的なものとし、現行の都区財政調整制度の垂直調整は廢止するということが明記されています。

ところで、今回の改正案を見ますと、先ほど保坂委員の方からも御指摘がありましたように、基本的には都区財政調整制度は残っているわけです。その上で、調整財源の法定化をするとか、あるいは総額補てん主義や納付金制度を廢止するという改定内容になつてゐるわけですが、どうもこの内容では都区合意が求めていた方向には必ずしも沿っていないのではないかというふうに思えてなりません。あるいは別な言い方をすれば、先ほど保坂委員が大改革というふうにおっしゃいましたけれども、ちょっと大改革とまでは行っていないんじゃないのか、もっと構造的な改革まで踏み込むべきではなかつたのかというふうに思えてなりません。

例えは、総額補てん主義を廢止するということ

も、なるほどうだと思ふんですけれども、実際に調べてみましたら、都からの総額補てんは平成五年度に三百四十七億円、平成七年度に二百九十六億円というふうに、最近では二回ほどしかされてしまふません。単年度の交付金総額が六千数百億円というレベルに達しているのに比べますと、この額は決してそんなに大きなウエートを持つ額ではないのではないか。あるいは納付金制度の廢止についても、これまでには、例えば港区とか千代田区とか渋谷区とかから納付された実績があるといふうにお聞きしましたが、最近、例えば平成四年度で見ますと、合計して五十三億円程度ということです。これらの実績の額というのは全体の財政規模から考えますと、その影響といいますか効果といいますか、極めて小さいものだというふうに考えざるを得ません。

今回の改定で、なぜ都区財政調整制度そのものを抜本的に見直す、新たな基礎自治体間の水平的な協調、調整に基づく税財政の制度のあり方が実現できなかつたのか、どうもいま一つ得心がいき

ません。改めて今回の財政制度改定のポイントと期待される効果についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 今回の都区制度の改革に当たりまして、都区財政調整制度につきましたは、特別区の自主性、自立性を強化しようという観点から何点かの改定を行つこととしたとしておるわけでございます。

具体的には、特別区の財源保障を明確化するため、本制度が、特別区がひとしく行うべき事務を遂行することができるよう都が特別区財政調整交付金の交付を行うということを明確化する。

従来でございますと、条例で必要な措置を講ずるといったようなことを規定しているのにどまつております。それから、特別区の課税権を尊重するという観点から、今委員もお挙げになりました納付金制度を廢止するということにいたしておりますまことに、それから、とかく都に対する特別区の依存心を助長しているというふうな指摘がございましたいわゆる総額補てん主義、これを廢止することにいたしております。

私は、この問題を考えるに当たつて、実はこういうことができないだろうかと。ある年度に限つて、国が都道府県及び市町村に對して行つてゐる手法をそのまま使って、基準財政収入額と基準財政需要額を、都については都道府県分のみ、特別区については市町村分のみを算定すると、こういうようなことをやってみたら一体どうなるんだろうかということをちょっとと考えてみました。現実にはいろいろと問題があるようですが、多分やつてみると、恐らく地方交付税の算定の結果は都の方の分のがかなり現状よりも大幅に縮小して、逆に特別区、二十三区分が相當にふえるということになるのではないかというふうに予想をしていま

す。

そこまでの手法をとれといふように今ここで申しあげるつもりはありませんが、今回、特別区を行ついく必要があるということを考え合わせておるわけでございます。

このことによりまして、特別区の財源保障を行

いながら、都と特別区のそれぞれの財政運営の自ら性あるいは責任関係が明確になっていくことが期待されておるわけでございます。

○朝日俊弘君 今の説明ではもう一つなるほど合点がいくという形にちょっとなり切らないんですけど、関連してちょっと幾つか質問させていただきます。

地方交付税の算定のあり方についてもお尋ねし

ておきたいと思います。

この地方交付税の算定のあり方に関しても、先ほど来引用しております都区合意では、都と基礎自治体とは分離して適用する、基礎自治体分は一括して適用し新しい財政調整の財源とするということが記されております。

しかし、今回の改定では、これはちょっと後で御説明いただきたいと思うんですが、地方交付税の算定のあり方に関しては、従来の都区合算規定は存続しているようであります。

私は、この問題を考えるに当たつて、実はこう

いうことができないだろうかと。ある年度に限つて、国が都道府県及び市町村に對して行つてゐる

手法をそのまま使って、基準財政収入額と基準財

政需要額を、都については都道府県分のみ、特別

区については市町村分のみを算定すると、こうい

うようなことをやってみたら一体どうなるんだろうか

かということをちょっとと考えてみました。現実にはいろいろと問題があるようですが、多分やつてみると、恐らく地方交付税の算定の結果は都

の方の分のがかなり現状よりも大幅に縮小して、逆に特別区、二十三区分が相当にふえるということになるのではないかというふうに予想をしていま

す。

こういったような事務の分担の関係、あるいは

課税の関係において、今回の都区制度の改定後に

おきましてこのことは今後とも維持されるとい

いますか存続されることになつておきまして、交

付税の計算はやはりそのことを前提にして計算せ

ざるを得ないということになるわけでございま

す。

したがいまして、今回の改定後におきまして

も、交付税の計算上の都区合算という規定は存続

せざるを得ないというふうに私どもとして考えて

おる次第でございます。

なお、現在の制度の上で今計算をいたしてお

りまして、この東京都、特別区合わせて財源超過

といふことになつておりますが、そのときも、あ

いうふうに思うんですが、この点についての御説明をお伺いしたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 交付税の算定は、基本的に標準的な団体を基準といたしまして、全国に普遍的な需要をとらえて標準的な行政水準を確保するためなどいう財源保障が必要かということを算定するものでございます。

今、東京都と特別区についていわゆる都区合算

といふ規定が設けられておりまして、そういう算

定をいたしておりますのは、基本的に都と特別区との間での事務の分担なり、あるいは課税のやり

方につきまして一般市町村と県との間には特例

があるわけでございます。

事務の面でいきますと、何回も話に出ておりま

すように、消防、上下水道の事務がこれは法令に

よって都に留保されております。それから交通事

務というのには通常市が行つてゐる例が多うござ

りますが、これは引き続き都が行うということに

されております。

それから、税制におきましても、市町村税の大

きなウエートを占めております市町村民税の法人

分、固定資産税、加えて特別土地保有税が都が課

稅するということにされておるのに加えまして、

都市計画税、事業所税等は都が課稅するという、

こういう特例があるわけでございます。

くまでも基本的には現在の事務の分担あるいは税の帰属ということを前提にしてもちろん計算をいたしておるわけございまして、一番近い平成九年度で申しますと、その結果の財源超過額は両方合わせたもので六千二百億余の金額に上っておりますが、いわゆる部分というのはそのうちで約二千億、それから特別区分が約四千億という数字になつておるところでございます。

○朝日俊弘君 ただいま現状においての例えれば都

と特別区の間の事務配分の割合を考えてそういう都区合算という規定を存続せざるを得ないというお話であります。逆にそれを言いかえるところです。事務配分のあり方とか課税の配分のあり方が変わつければ、今後変わっていくことだと思ふんです。変わつてくればその手法はあるいは少なくとも中身は徐々に変わつていくことになるというふうに理解してよろしいですか。手法はそのまま残るけれども、配分のあり方によっては内容は変わつてくる

○政府委員(成瀬重孝君) 東京都と特別区の間においてはとても大きな声では言えないような改正にとどまつてゐるのではないかといふに考えざるを得ません。

○朝日俊弘君 なぜこの程度の範囲にとどまつてゐるを得なかつたのかということと、今後さらに移譲を拡大していかなければいけないのかどうか、自治省のお考

えをお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(成瀬重孝君) 東京都と特別区の間にあります。

○政府委員(成瀬重孝君) いくという検討の余地は残されているのかどうか、自治省のお考

えをお聞きしておきたいと思

います。

別区への安定的な税財源の移譲を図つたというふうにはとても大きな声では言えないような改正は現行の東京都と特別区という関係の枠の中でのぎりぎりの改正というふうに理解したいというふうに思います。しかし、逆に言えば、そこを超えた検討の余地はまだ今後も残つているというふうに私は受けとめますし、ぜひそう思つておきたい、こんなふうに思つています。

そこで、ちょっと別の問題に移ります。今申し上げたことと関連するわけですが、第二十二次の地方制度調査会の答申では、都区制度の問題とあわせてというか、それとは別にというか、大都市の都区協議会による都区制度改革に関するまとめておきます。これも踏まえまして、大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しながら、現在都に留保されております市町村税などのうち特別区に移譲するものにつきましては可能な限り移譲することとしたところでございます。

一方、今回の都区制度の改正後におきまして

も、大都市としての「一体性、統一性」を確保する必要があることから、消防、上下水道の事務が法令で都に留保されておりますなど都区間の事務配分の特例が存続していること、また、引き続き都市

の改正におきましては、御指摘のように、結果と譲が行われたということについては、かなり部分的ではあるとしても、それはそれで評価をしたいと思うんです。

しかし、それでも、それに応じて今の交付税の計算は当然変わつてくるということになります。

○朝日俊弘君 それでは次に、今もお話をありますけれども、税財源の移譲の問題について伺つておきたいと思います。

この分は先ほど保坂委員からも具体的に御指摘がありましたからくどいとは申し上げません

が、率直に言って、今回都から区への税財源の移譲が行われたということについては、かなり部分的ではあるとしても、それはそれで評価をしたいと思うんです。

東京都から特別区への税財源のさらなる一層の比較してどれくらいになるかと計算してみたら○三%しかならない。しかも、その対象となる区は先ほどもお話をあつたようにかなり限定されただ特別区になつていきます。これでは、都から特

別区への安定的な税財源の移譲を図つたというふうにはとても大きな声では言えないような改正は現行の東京都と特別区という関係の枠の中でのぎりぎりの改正というふうに理解したいというふうに思います。しかし、逆に言えば、そこを超えた検討の余地はまだ今後も残つているというふうに私は受けとめますし、ぜひそう思つておきたい、こんなふうに思つています。

○政府委員(成瀬重孝君) いくという検討の余地は残されているのかどうか、自治省のお考

えをお聞きしておきたいと思

います。

改正あるいは税財源のあり方の問題等についてお尋ねしてきましたけれども、今回の改正というふうに思つておられます。これは申し上げる時間はありませんが、大都市の現行の東京都と特別区という関係の枠の中での

形成されにくいう状況が一方で出てきています。

これ申し上げる時間はありませんが、大都市の現行の東京都と特別区という関係の枠の中での

形成されにくいう状況が一方で出てきています。

て、そういう行政区の制度を活用して住民の意向を反映させるような手法あるいは行政サービスの展開ということで地域的な実情にならなかつたから、そういうことを行われておりますが、他方本院からのコントロールが非常に過度にわたつて、とか、そういうことで地域的な実情にならなかつたえられないとか、総合性においてやや問題があるとかという議論もあるわけでございます。

現在の指定都市においては、行政区における行政展開につきましていろいろな工夫をいたしております。区民会議あるいは区民白書あるいは計画の中での位置づけとかということでおいろいろ工夫はいたしておりますけれども、それなりに問題を抱えていることも現実でございます。

大都市制度は、指定都市制度は都道府県の機能を都市である指定都市が一部担当仕組みです。都区制度はむしろ市町村の仕事のうち大都市の一体性のための事務を都が担当ということでおざいまして、それぞれ特色、性質が違つていてるわけですが、大都市、指定都市制度の行政区のあり方も含めまして、また都道府県との関係、それから周辺市町村との関係ということでございまして、大都市制度としてやはり議論していかなくてはならないのではないか、特に地方分権の進展の動向も踏まえましてこれから十分な議論が必要である、このように考えております。

○朝日俊弘君 ゼひそういう問題意識を持つて、現行の制度の中で何ができるかということを詰めていただき、あるいは新しく工夫をしていただと同時に、枠組みとしてもっと新しい枠組みが考えられないのかという検討はそろそろ始めるべきではないかというふうに思っています。これは今後の大きな課題であるということをぜひ御確認いただきて、今後取り組みを期待したいと思います。

一言追加しますと、私が今一番心配していることは、二〇〇〇年から介護保険制度が施行されるわけですから、しばしばよく言われるのは、規模の小さい市町村ではどうするんだという議論は割と多くあるんですね。基盤整備が不十分など

ころはどうだというのはあるんですが、私は、これらからのコントロールが非常に過度にわたつて、そういう意味からいって、例えば一つの課題として高齢者の介護問題に適切に対応していくためには、今の大都市の仕組みでは多分あちこちで幾つかの問題を生じてくるに違いないというふうに予感しています。大都市部における高齢者対策の問題を具体的な例に挙げましたけれども、そういう課題を含めてぜひ今後の検討を期待したいと思

います。それでは最後に、これまでの質疑を踏まえまして、大臣、大分話をしたような雰囲気でありますから、なぜ大臣にお伺いしておきたいと思います。

○朝日俊弘君 どうもありがとうございました。

そういう意味からいって、例え申上げますが、問題は大都市部における高齢者問題というの、これからあるとか、そういうことで地域的な実情にならなかつたえられないとか、総合性においてやや問題があるとかという議論もあるわけでございます。

現行の制度を活用して住民の意向を反映させるような手法あるいは行政サービスの展開とい

うことで、今後対応させていただきます。

○魚住裕一郎君 公明の魚住裕一郎でございます。

都市部における高齢者問題とい

うのはあるん

です。

急速にさまざまな矛盾点が現出するだろうと思つ

ているんです。

そういう意味からいって、例え申上げますが、問題は大都市部における高齢者問題とい

うのはあるん

です。

急速にさまざまな矛盾点が現出するだろうと思つ

ているんです。

戰後、昭和二十一年年の第一次地方制度改訂によりまして、区は課税権、条例制定権を付与されるとともに、区長が公選とされたところでござります。翌年の昭和二十一年に自治法制定でございまが、このときに都の区は特別区とするというふうにされまして、特別区は制度的に市と同一の機能を有する基礎的な地方公共団体とされまして、住民に身近な事務を処理する地方団体として位置づけられております。それから、昭和二十七年に大都市行政の一体的、総合的運営の必要という観点から、特別区を都の内部団体として位置づけるための改正が行われまして、区長の公選も廃止されたということをございます。

それ以後、昭和三十九年、昭和四十九年と特別区のいわば自主性、自立性を強化し、事務、権限を拡大するという方向での改正が行われ、今回の改正に至っているということでございまして、特別区は、地方自治法のもとにおましましてはその性格づけあるいは処理する事務の範囲といふものは、それぞれ時代によって異なっておりますが、基本的にには都において市町村の存しない区域における住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられてきているというものでございまます。

○魚住裕一郎君 今、首都機能移転という問題がずっと議論されてきておりますけれども、また今のお話の中で、昭和十八年の制度改正についても強力な首都建設という言い方をされました。私は地方自治はまだ衆人の域でございますけれども、東京における特別区ということは、これは首都であるということとの関連の中ですべてこれまでの「云々」というふうにあるわけでございますが、この特別区ということと首都ということはやはり関連性があるということで認識をしていいんでしょうか、自治省の方、お願いします。

○政府委員(鈴木正明君) 都区制度につきましては、戦後地方自治法制定によりまして、今お話しのように都区制度という現行の制度があるわけでございます。

これは、法文上は都の区を特別区という整理でございまして、もちろん東京における沿革、実態などを踏まえてできたものでございますが、制度としては首都というものの特有の制度として仕組んだわけではありませんで、当然東京における沿革や実態というものを踏まえておりますが、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性の確保のための仕組みとして都区制度というものを自治制度として発足させて今日まで動かしてきている、こういうことでございます。

○魚住裕一郎君 そうしますと、もちろん歴史的経緯はございますが、大都市における一体性とか云々という理由があれば、もちろん法改正は必要かと思いますが、ほかの地域でも都区制度はとり得るということですか。

○政府委員(鈴木正明君) 先ほども大都市制度のお話が出ましたが、大都市制度としては、一つは指定都市制度、一つは都区制度というものが自治法上あるわけでございまして、現行制度におきましては、数百万の人口が集積して稠密な形で集まっている、それがかなりの広がりを持つて大都市地域を形成している実態というのがあって、それが一体となって存在している、こういうことに着目いたしまして都区制度というのができるいるところでございます。

そういう意味におきましても、従来でも大都市制度の議論が行われたことがあります。例えば地方制度調査会等で行われたことがあります。その際に、例えば大阪府に都制のようなものを適用することはどうかという議論がなされたこともありますので、基本的に制度としてはあり得るものでございます。

社会的実態との兼ね合い、あるいは制度として適用するのがいいのか悪いのか、こういう議論はありますし、うけれども、制度としてはそういう形

○魚住裕一郎君 そうしますと、都区制を使つかないのかといふのをされましたが、その基準といふのはどういうことになりますか。あるいは、その広さ、広がりはどの程度をお考えなんでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 基本的に大都市地域における行政のシステムをどういう形で組むのがいいのかということにつきましては、先ほども御論議が出来ましたけれども、やはりいろいろな議論の積み重ね、国会での御審議あるいは関係方面的の御意見を承りながら十分な審議が必要である問題であると思っております。

具体的にどういう基準があるかといったところまではまだ詰めた議論がなされておりません。しかし、現実の指定都市制度を適用しているところのものと、それから東京のような大都市地域でかなりの人口集積、それから都市としての実態といふものも異なっておりますので、いわば数百万人口程度の人口が狭隘な地域に集中しているというものを前提として、当時、自治制度が発足するときに東京都に都区制度というものを実施してきました、こういうふうに理解をいたしております。

○魚住裕一郎君 きょうはちょっと国土庁にお見えただいておりますが、首都機能移転云々といふことで議論をしておりますが、首都機能を移転した場合、その場所といふか、その地域の自治のあり方といふか、自治行政制度のあり方といふのはどのようなものとして今お考えなんでしょうか。

○説明員(大森雅夫君) 今、先生の御質問でござりますけれども、例えば、首都機能が移転されたときのその当該都市といいますか、それの地方自治をどのように考へているのかというような御質問だったと思います。

実は、平成八年の十二月にこの国会等移転、首都機能移転に関しまして、国会等移転調査会といふのが報告を出しております。その報告の中です

は、今先生が御指摘のようだに、例え首都機能移転がなされるとすれば、なされたときのその都市の地方自治について、國の関与のあり方の問題等々、それから今後慎重にそうちた議論をしていくべきだというような指摘がなされております。現在、国会等移転、首都機能移転に関しましては候補地の選定ということで審議会で議論されておりますが、今後そういう地方自治のあり方についても議論をしていかなければならぬといふような段階に来ているというように考えております。

○魚住裕一郎君 ただ、今候補地選定云々といふにおっしゃっていますけれども、これは現状における既にある地方都市に首都機能を持つていくのか、あるいはこういう表現がいいのかどうか、田んぼの中に新たにつくるのかでまたちょっと違ってくるのじやないかなと思うんです。あるいはだから直轄地、DCですか、そういうことを先に考えないと候補地選定なんというのは順番が逆じやないかなと思うんですが、いかがですか。

○説明員(大森雅夫君) 実は、国会等移転審議会の中でも、地方自治のあり方について議論をすべきだというような先生もおられるところであります。しかしながら、具体的な候補地によりましてはそういう制度をどうするのかということも変化が出てくるというようなことも考えられますので、これについては今後我々の首都機能移転を行う際の重要な問題として理解をして、議論をしていかなければならぬというような形で今とどまつて、次に財源について、調整財源制度といふことで、今回残るわけでござりますけれども、これを残す理由というのはどういうふうな理由からなんでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) この今回の都区制度の改正の際に都区財政調整制度を残すということとの基本的な考え方といいますか理由は、地方制度調



ざいますとか納付金制度の廃止ということが行われるわけでございますが、特別区を基礎的的地方公共団体と位置づけて、それに対する財源保障はどうことになりますので、その自主性、自立性を高めるという観点の中に、その財源保障をより安定的なものにする必要があるということになります。

一概の市町村の場合は、地方交付税の財源とされるべき税金が、その多くが市町村に付与され、市町村の運営に充てられる。したがって、市町村の運営は、地方交付税の財源とされるべき税金によって支えられており、市町村の運営は、地方交付税の財源とされるべき税金によって支えられています。

○魚住裕一郎君　いろいろ勉強していく中で、思つたんですが、こういう形で調整制度を残し、かつそれを法定化するということ自体、何か方向性として間違つているのではないかという気がするんですね。市町村民税の法人分とか固定資産税とかがござりますけれども、これは本来基礎的な団体で構成

税をすべきである。先ほど一体性とか統一性とかいう議論の中で、当然やるべき仕事があるよと、それならば、委託という話がありましたから、委託料を出せばいい話で、そういうようなことが本来の方向性ではなかろうかと私は思うんですね。それで、法定化というと、今度は安定的といふような言葉でござりますが、逆に固定化していく、というような思いもあるわけでございまして、方針が逆に向いていないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(櫻正弘君) やはり特別区を基礎的な自治体として財政運営を安定させていく必要があるという観点から申しますと、都区財調の財源についてあるいは都区財調の目的ということについて、従来ですと条件で必要な調整を定めることができるとこうことを書いておったただけでございますが、そういうことを一步進めまして、今言つたような財源であるとかあるいは財政調整交付金

ことは、財政調整制度を安定化させる。それから片方で、総額補てん主義の廢止でござりますとか納付金制度の廢止ということで自立性を高めていくというふうなことは、今回全体で特別区の財政制度を安定させていくという意味合いではその方向でるものというふうに私どもは考えております。

○魚住裕一郎君 先ほど朝日理事からお話をされましたけれども、地方交付税について、都区合算方式を継続するという形になつておりますが、これはなぜなんでしょうか、もう一度お願ひいしま

○政府委員(橋正弘君) 交付税の算定は、先ほどのお答えいたしましたが、標準的な団体を基準として標準的な行政本革を確保するための算定を行つということござります。

都と特別区の間にございましては、今回の改正後おきましては、それから税制におきまして、一般市町村と異なる点がございます。それが消防、上下水道等の事務の分担でございまして、すとか、あるいは市町村民税法人分であるいは固定資産税の課税というふうなこと、加えて都市計画税、事業所税といったようなものは引き続き課税されるが課税するという、そういう特例が維持されるということをごぞいましたし、そういう現実の事務分担あるいは課税の特例といったようなことを踏まえますと、現在の都区合算制度は存続する必要があるというふうに考えておわけござります。

○魚住裕一郎君 次に、事務移譲に関連してお聞きをしたいんですが、清掃事業について、非常に長い年月がかかるわけでございますが、ようやく東京都また特別区、また職員の方々、労働組合を含めて協議を重ね、その努力に敬意を表するものでございます。

それに直接は関連はないかもしませんけれども、私、今杉並に住んでおるんですが、杉並と不燃ごみの圧縮施設として杉並中継所というのがあります。井草の森公園というところになるわけ

いう言われ方をして記事に何回か載りました。そのごみの中難所から出ているんではないかといつて、付近住民が大変なショックを受け、かつては何とかしてもらいたいということで、区、さらには都、さらには厚生省まで行ってるわけでござりますが、この問題をまず認識されているかどうか。それから、権限が区の方に移った場合、この処理は例えば杉並区で処理することになるのが、現時点におけるいわゆる杉並病に対する対応はどういうふうな形になっていくのかという点について、お教えいただきたいと思います。

で、新聞程度の理解でございますが、まず事務の移譲の関連で申し上げますと、清掃事業を具体的にどのようにして移譲の事務を進めていくかとしてございますが、私ども直接所管しておりませんので、ご存じない方へお話しする形で、お話を進めてまいります。

うことは、現在都と区と関係者間でお詫びし合っております。法律では平成十二年四月一日と、うもので移管する、その移管の仕方、事務の範囲については協議の中で決まってくるものだ、こういうふうに考えておりますが、基本的にはそういうことでござります。

○魚住裕一郎君 今、これは新たな公害かもしれないという点で、地域住民の方が問題提起していくわけでございますが、これは都と区で話し合って、その責任、将来的には賠償責任まで発展するかもしれませんけれども、それも都と当該区で話し合いなさいと、そういう話ですか、今おしゃったのは。

○政府委員(鈴木正明君) ちょっと具体的なケースについて、直接お話をコメントはなかなか難いのでございます。それぞれの事案によりまして、うけれども、一般的に申し上げますと、責任とか、それが法律的な責任、義務という議論にならざると、事務が都から特別区へ移譲したからといって、そのことによってこれまでに行つた都の行為に伴います責任というものが都になくなることのないだろうと、こういうふうに思う

ただ、現実に、御相談にどういふうに応じていくのかとか、そういったことはやっぱり移譲など伴うことなどでござりますから、それは都と区で協議をして、協議の対象になるんではないかと、こううふうに考えます。

○魚住裕一郎君 もう時間がなくなつてしまふけれども、廃置分合についてちょっとお聞きしたいんです。

特別区についての規定がなされておりますが、これは一般の市町村と廃置分合あるいは境界変更についてどこに違いがあるのか。それから、選ばがないとすればどうして新たに特別区になつてな

こういう規定を設けたのか。特別区を全部なべて二十三区を全部一つの区というような、例えば合併したというようなことも法的には可能なのか、こういう点についてお教えていただきたいと申します。

○政府委員(鈴木正明君) 特別区の廃置分合の關係でございますが、特別区につきましては、従来は廃置分合、境界変更につきましては特別区の方に発議といふうござらかイニシアチブがなくして、都知事の方から発議するものに対して特別区の方で同意を与える、こういう仕組みでございましたが、今回改訂でそれは改めまして、ほかの市町村と同様に特別区についても廃置分合、境界変更について発議権を与えまして、いわば自決性、自立性というものを強化する、こういう形にしております。

しかし、通常、一般的市町村と違つて特例もございます。例えば、周辺市町村の吸収合併は可能ですが、周辺市町村に特別区が吸収合併されるという道は置いておりません。それから、周辺市町村と新設合併をするということは、そういう手続は置いておりません。したがいまして、二十三区の区域内から市として独立することは離するとかいう道は今回置いておりません。

基本的考え方は、先ほど申し上げましたよに、この大都市地域という実態、それが一体として

なった実態というものがあるので、そこから特別区でなくて市として分離、独立するという形は適切でないと、こういう判断でございます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○渡辺四郎君 社会民主党の渡辺でございます。

私は、先ほどから明治以来の特別区の歴史については、それぞれ保坂委員なり魚住委員の方からいろいろお話をありましたので、そこらは略していきまして、特に一九九〇年九月二十日の第二十二次地方制度調査会の都区制度の改革に関する答申の中で「大都市の行政の一體性確保の要請に配慮し、特別区の自主性、自律性を強化する方向で都区制度の見直しを行うこと」としつつも、「住民の理解と協力、関係者間における速やかな意見の一致が望まれる」、こういう指摘がされておりつつ、特別区の自主性、自律性を強化する方針であります。また、上杉自治大臣も衆議院での法案の審議の際にも、そして先ほどの保坂委員の御質問の中にも、本改正案の国会提出に至るまでの経過について、特に二十三区、八百万都民の生活に支障を来さないために、私から見れば最大の心配りと慎重な態度で臨まってきたというふうに評価をしておりますし、また、大臣の方からも事務方の方にそういう御指示もなさっておると、いうことも衆議院段階で述べられておることも聞いております。

そこで、申し上げたいのは、大臣を初め政府の

方はそのような心配りの中で慎重に対応し、努力をされてきましたが、清掃事業については移管の前提となるべき課題がすべて解決された上で法改正が行われているのではない、重要な課題が今後関係者間の協議にゆだねられておるよう、課題を残したままの法改正になっているというふうに思います。これらについて自治省はどう�认識をお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) 東京都から特別区への清掃事業の移管に関しては、平成六年に関係者間で、平成十二年四月を移管の時期とすることで合意を得ております。東京都と特別区を初めて

する関係者間におきましては、平成十二年の四月に円滑に清掃事業を移管されるよう、これまで鏡意協議を続けられてきたところであります。な

筋の合意がなされたものと認識しております。一方、こうした状況のもとで、平成十二年の四月に制度改正を実施するように関係者からの強い要請があつたところでございまして、自治省とい

たしましては平成十二年四月に三位一体の改革が

制度的にも実態的にも実施されると、いうことに

いて大筋の合意が得られるとともに、当事者であ

ります東京都と特別区が責任を持つて円滑な清掃

事業の移管を図っていくというふうに認識をいた

しております。

平成十二年四月に移管を行つても、実際の清掃

事業が円滑に処理されるとの見通しが得られたた

め、今回法律改正を提案しているものでございま

す。

○渡辺四郎君 そこで、大臣、再三恐縮でござい

ますが、ちょっと私、お聞きをしておきたいと思

うんです。

今お話をありましたように、都と特別区の関係

では平成六年に関係者間で合意がされて、平成十

二年の四月に円滑に清掃事業が移管をされるよ

う、この間、鏡意協議が続けられてきた。自治省

も大筋の合意がなされたという認識に立つて今度

の法案改正を提起したというふうに言われており

ます。

問題は、なお、事業移管に伴う施設の整備や事

業の運営形態、またその他の課題についても今後

引き続き協議を続けられしていくものと承知をして

います。

○政府委員(鈴木正明君) 東京都から特別区への

清掃事業の運営形態、またその他の課題についても

引き続き協議を続けられていくものと承知をして

います。

○政府委員(鈴木正明君) 東京都から特別区への

清掃事業の運営形態、またその他の課題についても

引き続き協議を続けられいくものと承知をして

長い間、自治省及び都区間の協議を得て今回の法改正に至った経緯については承知をしておるつもりでございますが、私自身も福岡市や北九州市という大都市を抱えた福岡県出身なものですから、大都市の制度的なものあるいはそれから派生する財政問題などについてもそれなりに理解はしておりますつもりであります。したがって、巨大都市東京の自治の仕組みが他の政令指定都市と言われる大都市の場合と基本的に異なることもわかつているつもりですが、しかし、それでもなおかつ今回の法改正の内容について先ほど申し上げましたように若干の疑問があるので、以下、何点かお伺いしてみたいと思うんです。

その第一点が、日本の重要な地方自治の一つである特別区のこれまでの経緯を見ますと、昭和三十年代以降、市に準ずる機能が逐次付与されてきており、基礎的自治体としての位置づけが当然必要となってきたものである。そういう点については理解をいたします。今回の改革においても、都と区の役割あるいは機能的具体的な変更にかかる改正なのでありますから、まず、特別区の性格づけを明確にしておく必要があるのではないかというふうに私自身は思うんです。

これも先ほど朝日委員なりあるいは保坂委員の方からも御質問がありましたけれども、さかのぼれば昭和五十六年八月の特別区制調査会の答申で都区合意と呼ばれるものが、そして六十一年の二月の「都区制度改革の基本的方向」でも特別区を普通地方公共団体に改める旨の合意がなされました。しかし、今回の改正案では、特別区を基礎的自治体という位置づけをしておるようです。しかし、普通公共団体ではなく特別地方公共団体だと。言われますように、つまり一部事務組合とかあるいは財産区、あるいは地方開発事業団などと同類の位置づけに実はなるわけですが、地方自治法上は。これはなぜなのか。区民にとってもなかなかやっかり不自然に映るのではないかと思うんです。市町村のように最も住民に身近な行政を行うの

が基礎的自治体で、このような団体が普通地方公公団体でない地域というのは唯一東京の特別区だつてあるわけです。ですから、住民側から見ますと、先ほどありましたように、例えば千代田市とかあるいは何々市というのでなくて区というふうにかつて存在いたしました特別市といふ構成がございます。昔の大都市、政令指定都市制度についても、特別市といふ構成がございますけれども、それ以前の大都市になって、区そのものが先ほど言いましたようにいわゆる財産区とか一部事務組合とか、こういう自治法上の位置づけと全く一緒だと。どうしてもこれから見ますと、住民から眺めてみると東京の区民だけが正常な基礎的自治体を持つていてないところになるのじやないか。

そこらについてひとつ自治省の方はどういう見解を持っておられるか、お伺いしたいと思うんで

す。

○政府委員(鈴木正明君) 特別区の性格づけに關連してでございますけれども、お話しのよう

に、昭和五十六年の八月の特別区制調査会の方の考

え方は、特例構想というような考え方で普通地方

公共団体にしてはどうかと。それから、昭和六十一年のいわゆる都区合意、「都区制度改革の基本

的方向」、これは東京都と特別区で合意したもの

でございますが、ここでは、新しい都と新しい基

礎的自治体は普通地方公共団体とする、それで新しい基礎的自治体は普通地方公共団体とする、こういうよ

うな提言、考え方の整理が行われております。こ

ういった議論を踏まえまして、地方制度調査会で

御議論をいただいたわけでございます。

同制度調査会の集約としては、特別区は基礎的

な地方公共団体であると考えるが、「都において

のみ存する制度であり、このような改革の後にお

いても、大都市の一体性確保の見地から、機能、

税財政などの面において、一般的市町村とは異

なっているので、なお特別地方公共団体であると

考へる」という考え方で集約をされております。

私は依然としてやはり必要でございますので、特

別地方公共団体と位置づけることが正当であると

いうふうに考えております。

なお、かつて存在いたしました特別市といふ構

成がござります。昔の大都市、政令指定都市

制度についても、特別市といふ構成がござ

ります。それにつきまして、府県の仕事まで

行つておりますが、特別地方公共団体と位置づけ

しているところでございますので、確かに今、一部

事務組合とか財産区といふことと特別地方公共団

体といふのはそういうのもあわせて同じところで

規定をしておりますから、御指摘のような面もあ

ろうかと思ひますけれども、そういう自らの制度

としての制度を組む場合にそういう経緯もあ

るということも御理解いただきたいと思います。

○渡辺四郎君 都民の方が理解ができないわ

けですけれども、なかなかそこらについては少し

自治法を読めば逆に言つたら疑問を感じるんじや

ないかという心配があるものですからお聞きをし

てみたわけです。

それから、例えば財政問題についても先ほどか

らお話をありました。私が疑問に思うのが、都区

の都区制合意の問題とあるのは「都区制度改革

の基本的方向」なんかで出されております。

この基本的方向なんなかで出されております財政問題についても、例えば一つの例として、財政調整制度の垂直調整を廃止して、そして基礎的自治体間の均衡ある行政水準を維持するために納付金制度は残していくというものが一つの問題。それから二つ目が、交付税制度についても、都と基礎的自治体とは分離をして適用して、基礎的自治体分は一括して適用し、新しい財政調整の財源とするこ

とというのが例えば合意の中とあるいは都区制

度は残していくというものが一つの問題。それから二つ目が、交付税制度についても、これが今度の中で出されておりましたけれども、これが今度の改正案ではとられてなくて、ですから、先ほど行政局長もおっしゃったわけです。

この合意事項あるいは「都区制度改革の基本的

方向」を踏まえての地方制度調査会の議論だった

議論がございました。

それから、交付税制度について、新しい基礎的

自治体を一括して分離してそれに交付税制度を適

用してはどうかと、こういうのがその基本的方向の御意見でございますが、これにつきましては二十三区を一括した地方自治体といふのは現には存

在しないわけでございまして、そういう現実に存

在しない地方自治体を想定して地方交付税制度を適用する、場合によっては、財源不足になります

と、そういういわば観念的に擬制をした地方公共団体に交付税を交付するというのは論理的にどう

観点の議論がございました。  
そういうことも踏まえまして、地方制度調査会では、現在の都区財政調整制度を存続した上でこの特別区の財政運営が自主性、自立性を高めるようまた安定性を高めるようとして、今回御提案を申し上げているような内容の答申になったわけでございます。

そして、平成六年に都区合意がされておりまして、この平成六年の都区合意というのは地方制度調査会の答申と同じような内容の都区合意になつております。そこで、今回の財政制度の改正はこの平成二年の地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて御提案申し上げているという次第でござります。

はありますし、そうしますと区の叶いものですから、こちらについて譲をするかどうか、そういうふうに聞きをしてみたいと思うんであります。  
○政府委員(成瀬宣孝君) 東京におきます税源分配につきましては、ついて大幅な改正があると、年の都区協議会によります都政まとめ、この考え方も踏まえて保されております市町村税等をできるものにつきましては可燃化ととしたところでございます。  
ただ、先ほど来たびたび御説ておられますように、事務配分などにおいて相当のものが引き継ぎで、結果としては入湯税はかゝる税について特別区に移譲するござります。

財政そのものの本当の今回の改革は、特別区の自主性、自立性を財運営面において高めていく、また安定性を高め具体的に税目の移点も含めてひとつお話しします。

京都と特別区の間にあっては、今回都区制度いうことで、平成六年度改正に關するまして、現在都に留められたうち特別区に移譲することができる限り移譲することのものになります財源なりを法律で定めること、よって財源保障機能をより明確化、安定化させること、それから金額の上におきましては、いわゆる総額補てん主義といふことが認められれば特別区の都に対する依存心を助長するというふうな指摘もございまして、それを廃止することにして、中期的にそこのところは都と特別区間の財源の配分割合を安定化させるということをやっておりまして、そういう形で特別区の財政自立性を高めると。それだけ責任は重くなつて、それだけございますけれども、そういう形で都の一つの交付金、譲与することになつたわけでござります。

せんけれども、今財政局長の方からお話をあります  
したように、例えば改正案によつて清掃関係なる  
かの事務を移管した場合に、これらの執行経費と  
いうことになれば特別区の基準財政需要額が相当  
膨らんでくるわけです。そういうことの中では、現  
在あります特別区に交付されている調整三税の四  
四%の交付金なんかはやっぱり大きく見直さなくて  
きやいけないんじゃないか、法律そのものにも調整  
割合については変更するということもうちわわ  
ておりますから、この三税の四四%の交付割合を  
やっぱり大きくふさなければ私は区の運営はで  
きないんじゃないかという気がいたしております  
す。ここらを最後にお願いをいたしまして、私の  
質問を終わりたいと思うんです。

○政府委員(二橋正弘君) 清掃事業等が特別区に  
移管されます場合には、その実施に要します経費  
は当然都の負担から特別区の負担に変わつてしま  
ります。したがいまして、この都区財政調整制度  
におきましては、特別区がひとしくその行うべき

問題でお話がありました。保坂委員のお話では二十三億程度というお話であったというふうに私は受けとめたのですが、平成八年度の分では三税で八億八千五百万か、私が資料で見たのは。それは別といたしましても、いずれも税額がそう大きくない、しかも限定された特別区だということになりますと、特別区の財政運営の自主性とかあるのは財政力の強化のためにもっと大きな税目を移譲すべきじゃないかというふうに考えるわけですか。

胆に特別区へ財税源を一層移しては、いった問題につきましては、方、その中における東京都とは、役割分担のあり方、そういう観點しながら今後検討していくべきかというふうに考えておりま  
④渡辺四郎君 非常に財政問題意識があるけれども、頭のない中で考えて運営の自主性を具体的にどのよ  
といふ視点から考えた場合に、

東京者からもひとと大  
議論すべきではないか  
、都区制度のあり  
特別区の事務配分の  
ことになるのではな  
ます。

選には弱いわけです  
こも、特別区の財政  
ようく高めていくか  
法案の改正後も財

主義を廃止することによりまして財源が不足す  
場合には、地方交付税制度でいりますようない、  
ゆる調整率によって案分をして特別区の財調の額  
を定めていく。より中期的には、清掃事業なん  
もその一つでございますが、これから新しい事  
が特別区の分担になっていく、あるいは行政需  
が新しくつけ加わってくるということも当然あ  
れるわけでございまして、その結果、今の調整  
税の割合がそういう事務配分と要するに見合わ  
いというふうなことになつてくる場合には、こ

事務を遂行することができるよう財調交付金を交付するということでござりますから、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になつてまいります。したがいまして、一般的には現在の都条例で定められております調整割合四%を引き上げる必要が生じてくるということを予想されるわけでございまして、具体的には平成十二年四月の法施行時期をめどに都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄え るように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えております。

でありますように、例えば都市計画税一つとてみてもこれはめだた。しかし、一つの区で小さな都市計画をやった場合に、例えば私は福岡県太宰府市ですけれども、太宰府市の場合はやつぱり百分の二の限度額いっぱいの都市計画税を新たに取つておるわけですね。そういう部分もこれでいけば区の場合は区内の都市計画についても新たな都市計画税は設置できないということになりますと、もう税目を移譲するといつても大体限界

政の基本は都と区の合算制度で、自主性を高めると言つておりますが、どういいましたように都から移管されても、で類も多くない、特定した特例で、中で、自治省として自主性として具体的にどういうものが、あるいは想定がされるのか、それがあれば示してもらいたいと思います。

自治省といたしましても、今回の改正の趣旨を踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないよう、地方自治法の規定に基づきます助言、勧告ということが二百八十二条にうたわれております。それ等によりまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 終わります。

○委員長(鷹科満治君) 午後一時三十五分に再開することとし、休憩いたします。

と、そういういわば観念的に擬制をした地方公共団体に交付税を交付するというのは論理的にどういったものかなといったような、いろいろそういう観点の議論がございました。そういうことも踏まえまして、地方制度調査会はありますし、そうしますと区の町に見通しが立つだろかと、この点からいついては譲るかどうか、そういうふうに聞きをしてみたいと思うんで

財政そのものの本当の心配がある。そういう心配がある。そのうえで、具体的に税目の移動を含めてひとつお話し申します。

この今回の改革は、特別区の自主性、自立性を財政運営面において高めていく、また安定性を高めいくということにござります。

先ほど来申し上げておりますように、そういう観点から、この財調制度のねらいにあるいは、

せんけれども、今財政局長の方からお話をあります  
したように、例えば改正案によつて清掃関係などの  
事務を移管した場合に、これらの執行経費と  
いうことになれば特別区の基準財政需要額が相当  
膨らんでくるわけです。そういうことの中、相

では、現在の都区財政調整制度を存続した上で、この特別区の財政運営が自主性・自立性を高めるよう、また安定性を高めるようなど、いろいろなことで、今、御提案を申し上げているような内容の答申になりました。それを受け、都区におきましては議論をされまして、平成六年に都区合意がされておりまして、この平成六年の都区合意というのは地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて、御提案申し上げているという次第でございます。

○渡辺四郎君 これも先ほどからお話をありましたように、都から特別区に移譲される税目、三税問題でお話がありました。保坂委員のお話では二十三億程度というお話であったといふうに私は受けとめたわけですが、平成八年度の分では三税で八億八千五百万か、私が資料で見たのは、それは別といたしましても、いずれも税額がそう大きくなり、しかも限定された特別区だということになりますと、特別区の財政運営の自主性とかあるいは財政力の強化のためにはもつと大きな税目を移譲すべきじゃないかというふうに考えるわけです。

でありますように、例えば都市計画税一つとってもみてもこれはめだと。しかし、一つの区で小さな都市計画をやった場合に、例えば私は福岡県の太宰府市ですけれども、太宰府市の場合はやっぱり百分の二の限度額いっぱいの都市計画税を新たに取つておるわけですね。そういう部分もこれでいけば区の場合は区内の都市計画についても新たな都市計画税は設置できないということになりますと、もう税目を移譲するといつても大体限り

○政府委員(成瀬享孝君) 東北におきます税源配分につきましては可なりて、このまま大幅な改正があると、年々の都区協議会によります都区協議会に、この考え方も踏まえておりまして、今回の財政制度の改正はこの平成二年の地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて御提案申し上げているという次第でございます。

○渡辺四郎君 これも先ほどからお話をありましたように、都から特別区に移譲される税目、三税問題でお話がありました。保坂委員のお話では二十三億程度というお話であったといふうに私は受けとめたわけですが、平成八年度の分では三税で八億八千五百万か、私が資料で見たのは、それは別といたしましても、いずれも税額がそう大きくなり、しかも限定された特別区だということになりますと、特別区の財政運営の自主性とかあるいは財政力の強化のためにはもつと大きな税目を移譲すべきじゃないかというふうに考えるわけですね。

したがいまして、御指摘の東北に特別区へ税財源を一層移譲するといった問題につきましては、方、その中における東京都と地方、そこでの役割分担のあり方、そういうふうに、税について特別区に移譲することになります。

○渡辺四郎君 非常に財政問題ばかりで、結果としては入湯税はかかるべきだ、それについて特別区に移譲するといふふうに考えておりません。ただ、先ほど来たび御説明のように、事務配分ができるものにつきましては可なりて、ととしたところでございます。

まだ、この考え方も踏まえております市町村税等を保されております市町村税等につきましては可なりて、このまま大幅な改正があると、年々の都区協議会によります都区協議会に、この考え方も踏まえておりまして、今回の財政制度の改正はこの平成二年の地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて御提案申し上げているという次第でございます。

○政府委員(成瀬享孝君) 東北におきます税源配分につきましては可なりて、このまま大幅な改正があると、年々の都区協議会によります都区協議会に、この考え方も踏まえておりまして、今回の財政制度の改正はこの平成二年の地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて御提案申し上げているという次第でございます。

○政府委員(成瀬享孝君) 東北におきます税源配分につきましては可なりて、このまま大幅な改正があると、年々の都区協議会によります都区協議会に、この考え方も踏まえておりまして、今回の財政制度の改正はこの平成二年の地方制度調査会の答申と平成六年の都区合意を受けて御提案申し上げているという次第でございます。

京都市と特別区の間に  
ては、今回都区制度  
いうことで、平成六  
区制度改革に關する  
まして、現在都に留  
のうち特別区に移譲  
能な限り移譲するこ  
うといふこと、それから金額の上におきまし  
はいわゆる総額補てん主義ということがとも  
れば特別区の都に対する依存心を助長するとい  
ふらな指摘もございまして、それを廃止すること  
にして、中期的にそこのところは都と特別区間  
はりつておりますけれども、そういう形で特別区の財政  
自立性を高めると。それだけ責任は重くなつて、  
特別区間の財政の責任関係もより明確化していく  
ということを考えて今回の改正を提案申し上げ  
おるわけでございます。

各年度におきましては、仮に、今の総額補て  
主義を廃止することによりまして財源が不足す  
場合には、地方交付税制度でありますようない  
ゆる調整率によつて案分をして特別区の財調の管  
を定めていく。より中期的には、清掃事業なん  
もその一つでございますが、これから新しい事  
が特別区の分担になつていく、あるいは行政需  
が新しくつけ加わつてくるということも当然あ  
れるわけでございまして、その結果、今の調整  
税の割合がそういう事務配分と要するに見合わ  
ないといふふうなことになつてくる場合には、こ  
も交付税制度であります六条の三第二項のよ  
ますけれども、先ほ  
法案の改正後も財  
ように高めていくか  
こも、特別区の財  
たことなども十分議  
題には弱いわけです  
東京都からもっと大  
議すべきではないか  
、都区制度のあり  
特別区の事務配分の  
ことになるのではな  
ます。

○渡辺四郎君 最後に、念を押すことじやありま  
ことを期待しておるわけでございます。

よにあります特別区に交付されている調整三税の四%の交付金なんかはやっぱり大きく見直さなければいけないんじやないか、法律そのものにも調整割合については変更するということもあつたわれば私は区の運営はでやつぱり大きくふやさなければ私は区の運営はできないんじやないかという気がいたしております。ここらを最後にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思うんです。

○政府委員(二橋正弘君) 清掃事業等が特別区に移管されます場合には、その実施に要します経費は当然都の負担から特別区の負担に変わつてまいります。したがいまして、この都区財政調整制度においては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう財調交付金を交付するということでござりますから、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になつてまいります。したがいまして、一般的には現在の都条例で定められております調整割合4%を引き上げる必要が生じてくるということを予想されるわけでございまして、具体的には平成十二年四月の法施行時期をめどに都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄えまるよう改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えております。

自治省もいたしましても、今回の改正の趣旨を踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の規定に基づきます助言、勧告ということが二百八十二条にうたわれております。それ等によりまして審査に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 終わります。

○委員長(森田清治君) 午後一時三十五分に再開することとし、休憩いたします。



に出ましたことについては政令により定まるといふことで、それぞれの所管省において検討がなされております。内容的には法制的な検討が必要でもう少し詰めなくちやならない問題があるものもあると聞いておりますけれども、基本的には都区協議案というものを踏まえまして具体的な検討がなされている、このように承知をいたしております。

○有働正治君 一連の問題も、今回の法改正の趣旨の自治権拡充の方向で解決されるよう、この点も要望しておきます。

そこで、私は、都あるいは区政の今後のあり方、自治体の本来の仕事ともかかわる問題として第三セクター問題について簡単に幾つかお尋ねいたします。

つまり、第三セクターが一九八〇年代の民活ブームに乗って設立されて、とりわけリゾートや工業団地など開発型の第三セクターというのはバブル経済の崩壊とともに全国的に経営破綻が表面化しているわけであります。

日本経済新聞の昨年十二月の全国調査結果を見ますと、地方の第三セクターの七割が累積赤字を抱え、このうち半数以上で赤字解消のめどが立っていないと、ことし二月の朝日新聞の「第三セクターの総点検」という社説の中でも、民間の信

用調査会社である東京商工リサーチの推定では開発型の三セクの半数が赤字に陥っている、こういう問題が出ているわけであります。

これに住民の税金が投入される仕事であります福祉や健康、暮らし、この問題について非常に深刻な犠牲を伴う方向で東京都を含めまして大きな問題になつていて、今後の自治体のあり方としても非常に問われている問題だと考へるわけであります。

そこで、まず自治省に簡潔にお尋ねします。

自治省の最新の地方公社の現況に基づく、自治体出資が二五%以上のものとそれ以下のものに分けまして、第三セクターの総数。それから、自治省としてこの破綻の広がりについてどういう認識

を持つているのか。そういう点からいまして三つ目に、各自治体としてもこの問題は総点検し、清算を含めてきちっと解決すべき課題が提出されると私は思うわけであります。

○政府委員(香山充弘君) お答え申し上げます。地方公社の数等につきましては三年ごとに調査をいたしておりますが、平成八年一月現在では、公社総数が九千三百四十四、うち出資割合が二五%未満の公社の数は千七百六十四となつております。

自治省いたしましては、この調査におきまして第三セクターの経営状況あるいは経営悪化の原因等について把握いたしておるわけではございませんけれども、第三セクターの中には活力ある地域社会の形成に貢献している例が見られるものの、経営状況が悪化している第三セクターもふえてきておるというふうに考えております。ただ、せんけれども、第三セクターの中には活力ある地域社会の形成に貢献している例が見られるものの、経営状況が悪化している第三セクターもふえてきておるというふうに考えております。たゞ、その悪化の原因は、地域の事情、あるいは経営のあり方等によりましてさまざまなものがあるというふうに認識をいたしておる次第でございます。

第三セクターにつきましては、関係いたしました地方団体が十分な指導監督を行いまして、また当該地方団体の責任において地域の住民に対する必要な情報が明らかにされていくべきものと考へております。行革指針あるいは財政運営と並んで、第三セクターの経営状況でござりますけれども、バブルが崩壊いたしまして、そういう環境の悪化によりまして全体的に大変厳しいなつておりますことは否定できませんけれども、経営努力によりまして順調に経営されているところもござりますし、一方で、個別に経営面のまづさから経営不振に陥っている、そういう例もござります。そのような意味で、これにつきまして政府の責任が云々されるというような問題ではないと私は考えております。

○有働正治君 とんでもない答弁と私は言わざるを得ないと思うんです。

八〇年代の民活路線、臨時行政改革推進審議会等の答申の中でも、第三セクターの適切な活用を図

問題が生じておる第三セクターにつきましては、個別に事情を聽取るなりいたしまして必要な助言、指導に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○有働正治君 極めて重大な事態になつていることをまず認識していただきたいと思います。一々事例を挙げる時間的余裕はございません。

そこでお尋ねしますけれども、特に開発型と言われる第三セクターが全国的に問題になつてゐるわけありますけれども、これを推進して今日の破綻を招くことになった政府の責任についてはどういう所見を持っておられるのでありますか。

そこでお尋ねしますけれども、特に開発型と言われる第三セクターが全国的に問題になつてゐるわけありますけれども、これを推進して今日の破綻を招くことになった政府の責任についてはどういう所見を持っておられるのでありますか。

○政府委員(香山充弘君) 地域開発とか観光、レジャー等の第三セクターにつきましては、昭和六十年代以降、国におきましていわゆる民活法あるいはリゾート法等が制定されたこと等によりまして地方団体におきます第三セクターの設立が増加したという面は確かにござります。地方団体がこらの第三セクターを設立するに当たりましては、そういう面は確かにござります。地方団体がこれまでの支援策を背景としたわけではございませんけれども、基本的に地方団体の自主的な判断によつて設立が行われ、またその責任において指導監督がなされているものでござります。

また、第三セクターの経営状況でござりますけれども、バブルが崩壊いたしまして、そういう環境の悪化によりまして全体的に大変厳しいなつておりますことは否定できませんけれども、経営努力によりまして順調に経営されているところもござりますし、一方で、個別に経営面のまづさから経営不振に陥っている、そういう例もござります。そのような意味で、これにつきまして政府の責任が云々されるというような問題ではないと私は考えております。

そこで問題は、この解決をどう図るかという点で幾つかお尋ねするわけでありますけれども、結局、仕事が失敗したらどうなるか。最後の負担は自治体が負わなければならなくなるということです。何百億という負債を自治体が抱えて住民の税金をこれに大々的に投入するということが全國のあちらこちらで起り、これが福祉切り捨てその他問題と結びついているわけです。

例えば、東京都の場合は、臨海副都心開発のオフィスビル経営の七つの第三セクターのはとんど

が債務超過です。既に東京都は四百数十億円の公的資金を投入しているのに、さらに都民の税金を投入しようと。この中で銀行は貸出利息だけで三

百八十億円も利益を上げているんです。

住民犠牲ということ。

大阪府と銀行等の出資で、また大林組、大成建設などゼネコンも出資しているわけでありますが、破綻して府の税金投入ということで大問題になります。ところが、銀行七社は五百六十億円融資して既に八十七億円の利子収入を得て、それからゼネコンも開発の利益にあずかって、実は税金投入で責任を逃れようと、うなぎ登りが

そういう点からいまして、大臣にお尋ねするのでありますけれども、やはりゼネコンや大銀行、わずかの出資金で、破綻したけれども利益は上げておる。そして破綻処理には自治体・住民が大きな犠牲を払うというのは私は問題ではないかと思うんです。企業は社会的責任を果たすべき責任があると考えますが、この点だけあまたあつて、本が何冊できるかわからないといふぐらいの状況なわけです。

○政府委員(香山充弘君) 第三セクターはあくまで地方団体とは独立した人格を持つものでありますから、その経営は当然独立採算でなさるべきものであります。地方団体の財政に影響したりあるいは地域住民の負担につながるようなことがあってはならないというふうに考えております。

ただ、ただいま御指摘がありました第三セクターと金融機関等の取引ということになりますと、これはその時々の契約関係によつてお互の債権債務関係が明確になつておりますので、それはそれで現実の破産処理の場合に金融機関も加わつてどのように処理するかということを別にいたしますと、当然その債務は第三セクターとして

果たしていくべき問題でありまして、まずその次元でとらえる必要があるというふうに思われます。

いずれにいたしましても、私どもいたしまして第三セクターの問題は決して軽視しておるわけではありませんで、経営につきまして政府がしりぬぐいをすべきではないかというような御指摘につきましては先ほどのようなお答えをさせていただいたわけでありますけれども、個々の地方団体に対しましては、第三セクターにつきまして、業務内容あるいは役職員数の見直し等によりまして徹底した経営改善を図り、あるいは事業の進め方につきましても徹底的な見直しを図るように厳しく指導をさせていただいておるところでございま

○有価証券法 第二十九条  
に苦労されておられるわけで、何に苦労するかと  
ます。 いたならば、とりわけ開発型三セクの経営内容等  
について情報公開が本當にないと。だから、その  
ために詳細な事業計画、経営内容が外部、住民に  
公開されないで、そして傷口を一層大きくして問  
題の解決をおくらせて、矛盾が一層拡大して住民  
が犠牲になる、こういうケースは多いわけであり

そこで、とりわけ経営内容について情報公開をより進めるべきだという点が一点。五〇%以上出資法人については自治体の関与の規定があるわけですが、二五から五〇ペー未満の場合には監査しかない。ですから私は、自治体出資率二五%以下の三セクに対しても議会の関与、自治体の監督権限が行使できるようにするなど、自治法の改正、政令見直し等を含めてやらないと、そして情報公開して、これが公企体として、三セクとして必要なのかということを住民とともに考えて解決するということを抜きにしては解決できなさい。それが本来の自治法の精神でありますし、今後のあり方の基本方向ではないかと思うわけであります。

ります。

関係者は、そういう点で地方自治法の改正をめまして情報公開ができるよう強く要望しているわけでありまして、あわせてこれについて前向きに対応を願いたいと思ふております。

○国務大臣(上杉光弘君) 地方団体の出資が四分の一、二五%の第三セクターについても議会が開かれてから上組みにて、他の地方団体も五つより二つは

るわけでございます。個々の地方団体がその判断によりましてそのような対応をすることは結構なことだと考へております。

よいかどうかということにつきましては、一卡通の独立性や自主性を失うことなく機動的な運営を確保する方が第三セクターの活

用方策として望ましく、議会等による第三セクターへの関与は最小限にとどめるべきではないかという考え方もあるわけでございまして、慎重な検討が必要であろう、このように考えます。

今後、これらの点を踏まえまして、議会等と第三セクターがどのような関係にあることが望ましいのか研究をしてまいりたいと考えております。

○有能正治君 横溝的な検討を求めます。

○高橋令則君　自由党の高橋でございます。

では、これまでの都として区、そしてさまざまな方々の御苦労と経過を拝見いたしまして、それなりに評価し、そして敬意を表したい、このよう考へております。有識議員からお話をありましたが、よう、画期的な制度である、そのような認識を私もいたしております。そういうことを前提にしながら、質疑をさせていただきたいと思います。ざっと見て、今回の改正は、現状の都道府県、市町村、そして現在の特別区、こういった現状をみてその中でのそれなりに大きな改正であるといふうには思ふんですけども、私はそれはそれと評価をしながらも、ちょっと考えてみますと、

東京都が直面している、ある程度将来像みたい

必要ではないのかな、そういう考え方方が今度の制度の中にも背景と申しますか、そういったものもなければならないのではないのかなというふうな感覚になります。

具體的には、既に各委員からもお話をありまし  
たけれども、当面、政府で進めております地方分  
権推進計画の実現、こういった今後の問題

都道府県の機能 こうじゆ だゆうふくぎゆくの機能 ゆうのう

の中に出でくるわけでありますので、そういうた  
ものもある程度見越して、そして今回の都区制  
度、こういったものにも十分対応のできるよ  
う、いろいろと考へておこなはねばならぬ、と

○政府委員(鈴木正明君) 今回の都区制度の改正  
どうなど、そういうふうに思はんですが、いかが  
でしようか。

の背景といったしましては、これまでも御議論いただいておりますけれども、やはり地方分権の推進の進展といったことがあろうかと思います。またさらに、これまでの諸改正に基づきます都及び特別区の行政の実績あるいは議会での自治の運用の成果といったものを踏まえて改正が行われ得る状況になったものというふうに考えておるわけですが

さいます。

○高橋令則君 今後の改正とかそういう問題について、まさに今後の問題でありますので、そういうふうなことになるうかと思ひます。  
またちょっと戻ったような話になるんですけれども、少し仕事をしてる間もござります。しかし、これから地方分権が進んでいく場合には、そういう中で住民に身近な基礎的な地方公共団体としてさらに充実発展をしていくという方向でやはり考えていくべきであろうと考えております。

ども、私は今回の改正はまさに画期的なことで評価すべきものだ、そういうことはそのとおりであるというふうに思います。しかしながら、巨大な都市東京、恐らく世界の中でも非常に大きな力もある、そして国際的にも評価されると申しますか注目を集めている、そういうふうな都市でもありますかと思うんです。

グローバルというんですか、そういう観点から今後の大都市東京、そしてその中でも特別区の発展というようなものも他の同じような都市、そして大都市、こういった国際的な立場での検討と申しますが比較といいますか、これは今後の発展のための検討として見方も必要ではないかというふうに思ふんですが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 御指摘のように、大都市制度のあり方、国際的な視点からのあり方とい

うものの検討といいうものは当然必要であるわけでございまして、今回の改正に当たりましても地方

制度調査会等におきましていろいろ議論があつた

わけでございます。あるいは、首都圈制度全体の問題といふことも含めましてあつたわけでござい

ます。

特に、都区制度の改正を行う場合には人口減少

の著しい都心地域の再編をどうするのか、あるいは周辺地域も含めて特別区の区域の見直しの必要

があるのでないか、こういう御指摘もいただいているところでございますが、やはり基本問題に触れるということで、それについては大都市制

度のあり方として今後十分な議論といふものをし

ていく必要があるということで、今回は当面の都区制度、現行の都区制度のもとにおいての改革と

いうことで提案をいたしているものでございま

す。

○高橋令則君 当面の対策そのものも大事ですか

します。しかししながら、いろんな都市そしてまた分権、地方自治、全体から見てやっぱり今非常に動いて

率的に処理していくといふ役割、使命があるわけでございます。従来の都による画一的といふんでしょうか統一的な仕事、対応から、今度特別区の責任で地域の実情に応じて仕事をしていくといふことになる仕事、分野といふものがふえるわけでございますので、そういう面で効果的な取り組みが必要であると思います。

特別区におきましても、これまでも住民の声を行政に反映するといふことで取り組んでおられます。これまで以上に行政運営の見直しはあるいは職員の意識改革といふものによりまして、住民の期待にこたえる簡素で効率的な特別区、基礎的な地方公共団体としてふさわしい体制が整備されていくといふことを期待いたしてはいるわけでございます。

○高橋令則君 これでとどめたいと思いますが、大臣にちょっと、大変恐縮なんですが、私は全体のあり方にいて、今後十分に研究、検討すべき課題がたくさんあるのではないか、そしてよりよい方向に努力をしていかなければならぬものがあると考えておりますが、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(上杉光弘君) 大都市といいますか首都というのは、その国のある意味では頗るでもございまして、大切な地方団体であることには違ひないわけでございます。

人口の過密でありますとか、今回の都区制度の問題でありますとか、いろいろ幅広に考えていかなければならぬ問題がたくさんござりますし、また、やりやごみの処理の問題あるいはふん尿の処理の問題、そして屋間と夜間の人口の格差の問題、あるいは都市部においても高齢化の問題等、考えれば実に限りない問題がそこには存在をいたしておるわけでございまして、これらに地方団体として十分対応ができるよくな行財政体制といふものを確立し、また地方分権といふものを確実に進めていくことが大切なことだというふうに考え

ておるわけでございます。

そのような意味からいたしますと、今回の都区制度改革につきましては、我々はぜひ成功させていただきたい、また地方分権の流れにも沿つたものであり、地方分権を今後進めるに当たりまして必要があるんじやないか、そういうふうに思うわざでございますが、その点について御答弁いただければと思います。

○岩瀬良三君 一つの物事を制度改革するというふうなことは非常に大変だったろうということ、ひ成功させたいと考えております。そこで、この法律案を非常に評価するのですけれども、先ほど来お話をあらうように、それならばおさらにもう一步という点を考えましての質問をさせていただければというふうに思うわけでございます。

初めの方はもう各委員からいろいろ出ておりますので、前段は省略させていただきたいといふふうに思うわけでございます。

一つは、今度の改正が二層制、基礎的地方公共団体とするといふうことであるわけでございまますけれども、こういう形を進めていきますと、東京都の区制、特に特別区として持つておられるけれども、この基礎的地方公共団体とするといふことであるわけですから、この基礎的地方

そこで、一方では大都市の一体性を持つてと、東京都の区制が普通地方公共団体化してきており、そういう性格を持ちます。それから、特別区の場合ですと、区長がおられて公選、それから区議会が置かれて、また委員会、委員等の執行機関、附属機関についても大体市と同様のものが設けられておりますが、行政区となりますとそういうものは基本的にはない。区議会は置かれておりません。区長は執行機関ではなくて市長のいわば補助機関と位置づけてござります。区には選舉管理委員会が置かれます。が、また市議会議員も区を選舉区の単位として選挙されます。そのほかの委員会、委員といふものは行政区には置かれないと、また条例とか規則の制定、あるいは課税、予算権という機能もないわけでございます。

そのついてお話ししただけだと思います。

と同時に、そういうこととの関係で差がなくなつていくんだといふことであると、大都市の行政区の方、行政区にもいろいろな形態があらうかと思ふますけれども、その行政区の方についても一つの趨勢として、自治権と申しましようか、権限の移譲と申しましようか、そういうものも考えていく必要がありますんじやないか、そういうふうに思うわけでございますが、その点について御答弁いただければと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 御案内のとおり、大都市地域に対しては都区制度という制度と政令指定都市制度という二つの仕組みで現在対応しているわけでございまして、指定都市制度の場合には、一つの大きな都市といふものに一般の市の仕事のほかに県の仕事を一部分担してもらうということになります。それで、その都市の実態といふものがかなり大きいわけでございますので、中に行政区といふものを作っている。こうじうことになっております。

それで、呼称としても両方区でござりますので似ているような感じがいたのですが、都の特別区はいわば法人格がございますが、都の特別行政区はいわば末端行政の円滑な処理ということで、行政上の必要性で置いているということで、行政区はいわば末端行政の円滑な処理ということで、行政区の性質を持ちます。

それから、特別区の場合ですと、区長がおられて公選、それから区議会が置かれて、また委員会、委員等の執行機関、附属機関についても大体市と同様のものが設けられておりますが、行政区となりますとそういうものは基本的にはない。区議会は置かれておりません。区長は執行機関ではなくて市長のいわば補助機関と位置づけてござります。区には選舉管理委員会が置かれます。が、また市議会議員も区を選舉区の単位として選挙されます。そのほかの委員会、委員といふものは行政区には置かれないと、また条例とか規則の制定、あるいは課税、予算権という機能もないわけでございます。

それは将来のこととござりますのでお願いしておりますが、あともう一つは、東京都の問題もそうなかの行政区の方々の中でもそれに近いところについていろいろいろいろそういう形での要望というのが出でくるんじやないか、そういうふうに思うわけでございまして、ただいま局長さんから今後の地方分権とも絡んでの検討も必要というようなお話をございます。

それは将来のこととござりますのでお願いしておりますが、あともう一つは、東京都の問題もそうなかの行政区の方々の中でもそれに近いところについていろいろいろいろそういう形での要望というのが出でてくるんじやないか、そういうふうに思うわけでございまして、ただいま局長さんから今後の地方分権とも絡んでの検討も必要というようなお話をございます。

そういうところから通勤通学でも三百万人が移動しているというような話がありましたが、非常に密接な関係を持っておるわけでございます。

しかし、行政区といふことと申しますとそれが遮断されてしまつてはいるということがあるわけでござります。

そういう中でいろいろな構想が出て、中核都市圏構想とかいろいろあるわけでござりますし、先ほど来お話をありました首都機能の移転もそいつ



めて、これは法律で規定してその安定化を図ることにした方がいいということです。今回の改正案をお願いしておるわけでございます。

その際に、特別区の財源保障ということを明確にするために、委員が今お越れになりましたように、この調整のための税の一割割合、これにつきましては特別区の固有財源的な性格ということをも明らかにするという観点からも、法律で規定してその財政運営の安定性を高めることにする、そういうねらいから今回改正案をお願いしているところでござります。

○岩瀬良三君 わかりました。  
それから、起債の点でございますけれども、特別区の起債については自治大臣ということであるわけでござりますが、今回都知事の方といふことになつてくるわけです。特別区の起債許可是自治省とか大蔵省の省令で決められておるというふうになつておるわけでござりますが、ここではわからないんですけれども、省令の改正是当然するんだという前提でよろしいでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 今回の地方自治法改正案を成立させていただきました場合、その後に委員が今お挙げになりました省令を改正して、特別区の起債になりました省令を改正するという改正をいたしたいというふうに考えております。

○岩瀬良三君 それからもう一点、この起債の許可の点ですけれども、これについては地方分権推進委員会でこの廃止が答申されておるわけです。ただ、財政構造改革期間についてもそのまま継続するということであるわけでござりますが、財政構造改革法の目標年次がまだ定かでないようですが、そうするといろいろ中で起債の許可の点も延伸していくのかなというふうにも思うわけでございます。

こういう起債の点については、ある程度の時点を過ぎればもう次の段階に移つていいくんじゃないかというふうにも思うわけでござりますが、不確か

実な将来の話でございますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 地方債の制度につきましても、少くとも財政構造改革期間中においては、分権委員会からの勧告によりまして、現在の許可制度を廃止して原則として事前協議制に移行するというふうな方向が勧告されておりま

す。その際、あわせてこの分権委員会からの勧告の中でも、「少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制を維持すること」というふうな勧告をいただいておるところでござります。

私どももいたしましては、この勧告に沿つて分

構推進計画なりあるいはそれに続く所要の法改正ということで検討を進めているところでござりますが、これは仮にございますが、仮にこの財政

構造改革法の目標年次が延長される場合には当然、國、地方の財政赤字の縮減目標ということも延長になつてくるということ、それだから法律の

延長が必要になつてくるんだろうと思ひます。

そういたしますと、この分権委員会の勧告にございましたような趣旨からいきますと、少なくとも財政構造改革期間中においては許可制を維持す

ることというふうにされておりますので、財政赤字を縮小していくためには、地方債の発行額は財政赤字そのものでござりますから、そういう意味

では、延長されます場合にはやっぱりそれに沿つて対応していく必要があるだろうというふうに考

えております。

○岩瀬良三君 それでは、時間もなくなってきた

ようでございますので、一つだけ、この都から特別区へ今度移管されるいろんな事業があるわけ

でござりますけれども、それについて先ほど

おこなわれた清掃職員のいろいろな問題もあつたりしたわ

けでござります。それについての基本方針、こう

いうもののはどのようなものがあるのか、またそ

れは今できてるのかどうか、そういう点を

ちょっとお聞きしまして、終わりにしたいと思

い

ます。

○政府委員(鈴木正明君) 今回の改正に伴います事務事業の移管につきましては、基本的に平成六年に都と区でまとめておられた協議案、これに基づきまして進めるべきものというふうに承知をいたしました。具体的な方法、やり方につきましては、都と特別区において協議をしているところでございまして、平成十二年に円滑に行われるようになります。清掃関係の事務に従事している職員の方は九千人にも上る大人數でござりますが、その他の保健衛生とか教育関係ですとそれぞれ若干名でござります。定員管理の面での適正化ということも非常に重要でござりますので、事務の移管に際しましてもやはり実感に応じた適正な人員配置ということで、都及び特別区それぞれにおいて定員管理、人員配置の適正化などとは必要なことである、このように考えております。

○委員長(鷹野裕君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(鷹野裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として林芳正君が選任されました。

○委員長(鷹野裕君) これはより討論に入ります。——別に御意見もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(鷹野裕君) この際、委員各位の御賛同をお願いいたします。

三、都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び

職員の身分の取扱い等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。

二、地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区へ移譲することの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行

方で引き続き検討すること。また、大都市制度

については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。

一、都区制度のあり方にについては、第二十二次

地方制度調査会答申等の趣旨を踏まえ、さらに行

方で、地方自治法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議案(案)

二十一世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべく

ます。

○朝日俊弘君 私は、ただいま可決されましたが、地方自治法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議案(案)

民主黨、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議案(案)

二十一世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべく

あります。

二十一世紀にふさわしい地方自治を実現する

ため、政府は、左記の事項について善処すべく

あります。

ただいまの決議に対し、上杉自治大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し善処してまいりたいと存じます。

○委員長(薦科滿治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(薦科滿治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、船員の洋上投票実現に関する請願(第一一二七七号)(第一三一六号)

第一一二七七号 平成十年四月十日受理  
船員の洋上投票実現に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町平穂二、  
二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君  
この請願の趣旨は、第一一二四〇号と同じである。

第一三一六号 平成十年四月十日受理

船員の洋上投票実現に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田  
竜彦

紹介議員 今井 澄君  
この請願の趣旨は、第一一二四〇号と同じである。

平成十年五月十八日印刷

平成十年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C